

梁書佛教史料稿

——六朝正史佛教・道教史料集の六——

宮川尙志

一、卷三 武帝⁽¹⁾

これは武帝の奉佛がすでに天監の世に始まつたことを示す。

(A) 〔普通二年(五二二)正月〕辛巳。詔曰。……凡民有單老孤稚、不能自存。主者郡縣咸加收養、贍給衣食。每令周足以終其身。又於京師、置孤獨園⁽²⁾。孤幼有歸、華髮不匱。若終年命、厚加料理。尤窮之家、勿收租賦。

(B) 〔大通元年(五二七)〕三月辛未(八日)。輿駕幸同泰寺⁽³⁾捨身。甲戌(十一日)還宮、赦天下改元。

(C) 〔中大通元年(五二九)九月〕癸巳(十五日)。輿駕幸同泰寺。設四部無遮大會。因捨身。公卿以下⁽⁴⁾、以錢一億萬奉贍⁽⁵⁾。冬十月己酉(二日)⁽⁶⁾。輿駕還宮。御太極殿。大赦改元。

(D) 〔中大通三年〕冬十月己酉。行幸同泰寺。高祖升法座。爲四部衆、說大般涅槃經義⁽⁷⁾。迄于乙卯⁽⁸⁾。……十一月乙未。行幸同泰寺。高祖升法座。爲四部衆、說摩訶般若波羅密經義。迄于十二月辛丑⁽⁹⁾。

(E) 〔五年〕二月癸未。行幸同泰寺。設四部大會。高祖升法座。發金字摩訶波若經題⁽¹⁰⁾。訖于己丑。

(F) 〔大同三年八月〕辛卯。輿駕幸阿育王寺⁽¹¹⁾。赦天下。

(G) 〔四年〕七月癸亥。詔以東治徒李胤之降如來⁽¹²⁾眞形舍利。大赦天下。

○梁武の奉佛。

(1) 梁第一代の皇帝。蕭衍。字は叔達。廟號高祖。(四六四—五四五。在位五〇二—四九)南齊の高帝の族弟順之の子。武帝の傳記としては、森三樹三郎「梁の武帝」(サーラ叢書・平樂寺書店)

南史六。天監十六年(五一七)三月の條。

於是祈告天地宗廟。以去殺之理。欲被之含識。郊廟牲牷、皆代以麪。其山川諸祀則否。時以宗廟去牲、則爲不復血食。雖公卿異議、朝野喧囂、竟不從。冬十月。宗廟薦羞、始用蔬果。

(2) 南史七、「詔置孤獨園、以恤孤幼」。また通鑑一四九。中印度舍衛城の長者須達(多) Sudatta、仁慈で「給孤獨」と稱せらる。佛に歸依してのち城南、祇陀太子所有の園林八十頃を買ひとり建てた、祇樹給孤獨園(祇園精舍) Jetavanānāthapindadasyārāma に本づく。

(3) 南史七、「初帝創同泰寺。至是開大通門、以對寺之南門。敢反語以協同泰。自是辰夕講義、多由此門」とあり、つづけて「三月辛未。幸寺捨身。甲戌還宮大赦改元大通、以符寺及門名」とする。通鑑一五一にいう、初上作同泰寺。又開大通門以對之。取其反語相協。上辰夕幸寺。皆出入是門。

(4) 南史、「因……下」を「上釋御服披法衣。行清淨大捨以便省爲房。素牀瓦器、乘小車、私人執役。甲午升講堂法座。爲四部大衆、開涅槃經題。癸卯群臣」とする。

(5) この下、南史七は「皇帝菩薩大捨。僧衆默許。乙巳百辟詣寺東門。奉表請還臨宸極。三請乃許。帝三答書。前後並稱頓首。」に作る。

(6) 南史七、己酉の下を「又設四部無遮大會。道俗五萬餘人。會畢、帝御金輅」に作り、「還宮」以下につづく。通鑑一五三には、上幸同泰寺。設無遮大會。上釋御服、持法衣。行清淨大捨。以便省爲房。素牀瓦器、乘小車。私人執役。甲午。升講堂法座。爲四部大衆。開涅槃經題。癸卯。群臣以錢一億萬。祈白三寶。奉贍皇帝菩薩。……とする。(九月癸巳の條)

(7) 南史七、「說涅槃經」とする。

(8) 通鑑二五三。「七日而罷」とあり、己酉(十三日)から乙卯(十九日)までである。

(9) 通鑑二五三。これも乙未(二十九日)から翌月辛丑(六日)まで

七日である。

- (10) 南史七、「金字般若經」に作る。通鑑に「七日而罷。會者數萬人」とす。
- (11) 同右下文「設無導法喜食。大赦」とす。
- (12) 同右「如來」の上「象牙」二字あり。
- また通鑑一五八。

二、卷三 武帝

(A) [大同七年(五四二)]十二月壬寅。詔曰。……州牧多非良才。至於民間、誅求萬端。或供厨帳、或供廄庫。……又復公私傳屯邸治。爰至僧尼。當其地界。止應依限守視。乃至廣加封固。越界分斷、水陸採捕。及以樵蘇。遂致細民、措手無所。凡自今有越界禁斷者。禁斷之身、皆以軍法從事。若是公家創內、止不得輒自立屯。與公競作、以收私利。至百姓樵採、以供煙爨者、悉不得禁。及以採捕、亦勿訶問。若不遵承、皆以死罪結正⁽¹⁾。

(B) [大同十一年(四五五)]冬十月己未。詔曰。堯舜以來、便開贖刑。中年依古。許罪身入貲。吏下因此不無姦猾。所以一日復勅禁斷。川流難壅、人心惟危。既乖內典慈悲之義。又傷外教好生之德。書云。興殺不辜、寧失不經。可復開罪身皆聽入贖⁽²⁾。

(C) [中大同元年(五六六)]三月庚戌。法駕出同泰寺大會。停寺省講金字三慧經⁽³⁾。夏四月景戌、於同泰寺、解講設法會。大赦改元。考悌力田爲父後者。賜爵一級。賚宿衛武各有差。是夜同泰寺災。

- A 僧尼の所有する傳屯邸治の封固を禁ず。
- B 内典慈悲の義により贖刑を認める。
- C 同泰寺の法會とその寺の火災。
- (1) この條、南史に無し。豪族の山澤封固を禁じた有名な詔。公家

創内は政府の開拓した地、止不得は禁不得と同じ。

- (2) 武帝は即位の初、南齊末の濫刑を矯めるため贖を認めたが、天監三年(五〇四)から贖罪の科を除いた。しかし四十年後、佛教の趣旨を理由に入贖を復活して、刑政の弛緩を招いた。程樹德の「九朝律考」卷四を参照。
- (3) 武帝は大般若經の第七十品を分出して、三慧經と名けた。

三、卷三 武帝

(A) [太清元年(五四七)]三月庚子。高祖幸同泰寺。設無遮大會⁽¹⁾。捨身。公卿等⁽²⁾以錢一億萬奉贖⁽³⁾。……夏四月丁亥。輿駕還宮。大赦天下改元。

(B) [二年]十一月辛酉。賊攻陷東府城。……庚辰。邵陵王綸……入援京師。頓鍾山愛敬寺⁽⁴⁾。

(C) [高祖]及居帝位。卽於鍾山、造大愛敬寺。青溪⁽⁵⁾邊造智度寺。又於臺內、立至敬等殿。又立七廟堂。月中再過、設淨饌。每至拜恒涕泗滂沱。哀動左右。……兼篤信正法。尤長釋典。製涅槃・大品淨名・三慧諸經義記⁽⁶⁾、復數百卷。聽覽餘閑。卽於重雲殿及同泰寺講說。名僧碩學四部聽衆、常萬餘人。……陰陽・緯候・卜筮・占決並悉稱善。又撰金策三十卷。……五十外使斷房室。……非宗廟祭祀大會饗宴及諸法事。未嘗作樂。性方正。

- A 同泰寺で捨身。B 官軍、愛敬寺に駐す。

C 武帝の奉佛の總括→南史七(Bなし)

(1) 南史七。「高祖」なし。「大會」の下文。「上釋御服、服法衣。行清淨大捨。名曰燭磨。以五明殿爲房。設素木牀・葛帳・土瓦器。乘小輿、私人執役。乘輿法服一皆屏除。……乙巳。帝升光嚴殿講堂。坐師子講金字三慧經」「捨身」につづく。

(2) 南史、「捨身」の下文、「夏四月庚寅。群臣」とし、「以錢……」につづく。

(3) 「贖」の下文、「皇帝菩薩。僧衆默許。戊寅。百辟詣鳳莊門、奉表三請三答頤首。並如中大通元年故事。」通鑑一六〇には「上幸同泰寺捨身。如大通故事。」

(4) 武帝が普通元年(五二〇)鍾山の頂上に、父、太祖文皇帝のため造った壯麗なる寺。同三年、七層塔を立てた。建康實錄一七。

(5) 鍾山に發し、建康城東南を流れる水路。

(6) 湯氏佛教史下冊二〇七頁。「淨名」は維摩經のこと。

五四、在位五五二—五四。年號承聖)

宮川、梁の元帝(東洋史研究六卷五號。昭一六) 參照。

(2) 歷代三寶記一一にいう、右一部三十卷。湘東王記室虞孝敬撰。該羅經論所有要事。備皆收錄。頗同皇覽・類苑之流。敬後出家、召命入關。亦更有著述云。然此博要亦是內學群部之要逈也。

補 通鑑一六五には江陵における元帝の行動に關し、「承聖三年十一月丁酉」是夜遂止宮外。宿民家。……己亥。移居祇洹寺。……壬寅。還宮。癸卯。出長沙寺。己酉。帝移居天居寺。癸丑。移居長沙寺。……と元帝が佛寺を轉々したことを記す。

四、卷四 簡文帝⁽¹⁾

善言玄理。……所著昭明太子傳。……長春義記一百卷。法寶連壁三百卷。並行於世焉⁽²⁾。

○簡文帝、法寶連壁を著わす。→南史八

(1) 梁二代の帝。蕭綱。字は世續。小字は六通。武帝の第三子。母

は丁貴嬪。昭明太子の同母弟。五三年立太子。侯景により立てられかつ弑された。(五〇三—五二。在位五五〇—一〇。年號大寶)

(2) 南史は下文に帝の著書として、光明符十二卷・竈經二卷・沐浴經三卷・新僧白澤圖五卷・如意方十卷・文集一百卷等を記す。

六、卷六 (史臣魏徵曰)

史臣侍中鄭國公魏徵曰。高祖……魏晉以來未有若斯之盛。然不能息末敦本。斲彫爲樸。慕名好事。崇尚浮華。抑揚孔墨。流連釋老。或經夜不寢。或終日不食。非弘道以利物。惟飾智以驚愚。且心未遺榮⁽¹⁾。

○史臣魏徵、梁武帝の奉佛を評す。

(1) 南史八の論曰でも、武帝につき、慕名好事、崇尚浮華、抑揚孔墨、流連釋老。或經夜不寢。或日旰不食。非弘道以利物。惟飾智以驚愚。と貶している。しかし武帝の奉佛についての記事は梁書に比し詳細である。

五、卷五 元帝⁽¹⁾

又背生黑子。巫嫗見曰。此大貴兆。當不可言。……所著……內典博

要⁽²⁾一百卷・連山三十卷・洞林三卷・玉韜十卷。

○元帝、內典博要を著わす。

(1) 字は世誠。小字七符。武帝の第七子。母は阮修容。(五〇八一

七、卷七・列傳 太宗簡皇后王氏⁽¹⁾

太宗簡皇后王氏……父騫字思寂。本名玄成。……天監十一年(五二二)遷中書令。加員外散騎常侍。時高祖於鍾山造大愛敬寺⁽²⁾。騫舊墅在寺側。有良田八十餘頃。卽晉丞相王導賜田也⁽³⁾。高祖遣主書宣旨。就騫求市。欲以施寺。騫答旨云。此田不賣。若是敕取、所不敢言。酬

對又脫略。高祖怒。遂付市評田價。以直逼還之。由是忤旨。出爲吳興太守。

○后の父王騫、武帝の旨に抗し大愛敬寺のため賜田を譲るを惜む。

↓南史二二・王騫傳

(1) 元帝の配偶。名は昭佩。東海鄭の人、徐孝嗣の孫女。天監六年(五一七)湘東王妃となり、世子方等らを生む。

(2) 南史に詳しい事情を記す。

妃無容質。不見禮。帝三年一入房。妃以帝眇一目、每知帝將

至、必爲牛面粧以俟。帝見則大怒而出妃。性嗜酒多洪醉。帝還房諸宅及故舊共佃之。帝謂人曰。我不如鄭公業有田四百頃而食常不周。以此爲愧。これは梁武帝の起兵に彼が應じた記事の前にある。

八、卷七 高祖丁貴嬪⁽¹⁾

事德皇后⁽²⁾小心祇敬。嘗於供養經案之側。髡髮若見神人。心獨異之。不好華飾。器服無珍麗。未嘗爲親戚私謁。及高祖弘佛教。貴嬪奉而行之。……屏絕滋味。長進蔬膳。受戒日甘露降于殿前。方一丈五尺。高祖所立經義。皆得其指歸。尤精淨名經⁽³⁾。所受供賜。悉以充法事。

○丁貴嬪、維摩經に精しい。↓南史十二

(1) 謂は令光。譙國の人。世々襄陽に居る。

(2) 武帝の皇后鄒氏(四六八—九九のこと)。武帝即位前に死し、のち追諡して、高祖德皇后といふ。諱は徽。父は燁。梁書七・南史一二。

(3) 維摩經のこと。

十、卷八 昭明太子⁽¹⁾

高祖大弘佛教。親自講說。太子亦崇信三寶。遍覽衆經。乃於宮內、別立慧義殿。專爲法集之所。招引名僧。談論不絕。太子自立三諦法身義⁽²⁾。並有新意。普通元年(五一〇)四月甘露降于慧義殿。咸以爲至德所感焉。

○昭明太子の三諦法身義。↓南史五三

(1) 名は統。字は德施。高祖の長子。(五〇一—三二)文選の撰者として有名。

(2) 廣弘明集二二・令旨解二諦義を載せる。南史「三諦法義」と記す。

九、卷七 世祖徐妃⁽¹⁾

太清三年五月被謫死⁽²⁾。葬江陵瓦官寺。

○元帝の徐妃、江陵瓦官寺に葬られた。↓南史十二

十一、卷十 鄧元起⁽¹⁾

……少時又嘗至其西汨田舍⁽²⁾。有沙門造之乞。元起問田人。曰有稻

幾何。對曰二十斛⁽³⁾。元起悉以施之。時人稱其有大度。

○鄧元起、沙門に田舎の稻を悉く施す。↓南史五五

(1) 字は仲居。南郡・當陽の人。(十五〇五)

(2) 地名。當陽は沮水に沿う。田舎は莊園のこと。

(3) 魏晋の制では一斛は日本の一・一斗。當時畝收平均十石(斛)

とされるから二畝分の収穫である。

十二、卷十二 章 叢⁽¹⁾

列傳六

韋 叢⁽¹⁾

高祖方銳意釋氏。天下咸從風而化。眾自以信受素薄。位居大臣。不欲與俗俯仰。所行略如他日⁽²⁾。

○梁武帝の奉佛の感化を受けなかつた。↓南史五八

(1) 字は懷文。京兆・杜陵の人。(四四二・一五二〇)

(2) 通鑑一四六・普通元年(五二〇)八月中子、彼の死を記したのち、時上方崇釋氏。士民無不從風而靡。獨眾自以位居大臣、不欲與俗俯仰。所行略如平日。とある。

十三、卷一九・列傳 一三・樂謗付 樂法才⁽¹⁾

樂法才⁽¹⁾

俄轉雲騎將軍少府卿。出爲信武長史江夏太守。因被代表⁽²⁾便道還鄉。至家割宅爲寺。棲心物表。皇太子⁽³⁾以法才舊臣、累有侵令、召使東下。未及發而卒。時年六十三。

○樂法才、宅を割き寺と爲す。↓南史五六

(1) 南陽・淯陽の人。江陵に居る。父は靄で父の姉は劉虯の妻。法才の字、元備。

(2) 被代表の意味未審。上文に彼が建康令のとき俸秩を受けず臺庫に輸し、武帝に「百城表と爲すべし」と嘉せられ、即日、太府卿、

ついで南康内史に轉じたが、俸を譲ることで名を受けたのを恥じ拜せずとあり、俄かにして轉じた(以下本文)とある。

(3) 昭明太子か、その後、太子になつた、後の簡文帝か。法才父子の年令から考えて決しがたい。

十四、卷二〇 劉季連⁽¹⁾

列傳二十四 劉季連⁽¹⁾

明帝心德季連⁽²⁾。四年(建武・四九七)以爲輔國將軍・益州刺史。永元元年(四九九)九月。新城人趙續伯殺五城令。遂始平太守。明年(五〇〇)正月。新城人趙續伯殺譙希淵。……十月巴西人趙續伯又反⁽³⁾。有衆二萬。出廣漢。乘佛輿。以五綵裹青石。誑百姓云。天與我玉印。當王蜀。愚人從之者甚衆。季連進討之。……季連復遣季奉伯。由涪路討之。奉伯別軍自灘亭與大軍會於城。進攻其柵。大破之。

○南齊末、蜀人趙續伯、佛輿に乗り反亂を起こす。↓南史一三

(1) 宋の宗室營浦侯遵考(宋書五一・南史一三)の從父弟、思考の子。字は惠續。南齊の初、褚淵の口添えで誅を免れた。

(2) 蕭遙欣の異志あるを告げたためである。なお彼の後任益州刺史は鄧元起。

(3) この人物が前出の新城(宋置く。成都の地)の人と同一かいなか判らないが、通鑑永元元年の條(卷二四二)には蜀人としている。南史には、永元元年九月囚聲講武。遂遣中兵參軍宋買、以兵襲中水穰人李託。買戰不利。退還。州郡遂多叛亂。明年十月。巴西人趙續伯反。奉其鄉人李弘。爲聖主。弘乘佛輿。以五綵裹青石。誑百姓云。天與己玉印。當王蜀。季連遣中兵參軍李奉伯大破獲之。將刑。謂刑人曰。我須臾飛去。復曰。汝空殺我。我三月三日會更出。遂斬之。とある。

十五、卷二二・列傳
一六太祖五王 南平元襄王偉⁽¹⁾

晩年崇信佛理⁽²⁾。尤精玄學。著二旨義⁽³⁾。別爲新通。又製性情。幾神等。論其義。僧寵及周捨・殷鈞・陸倕⁽⁴⁾竝名精解。而不能屈。

◎晚年、佛理を信じ、二旨義を著わす。↓南史五二

(1) 字は文達。太祖の第八子。母は陳太妃。はじめ建安王たり。

(四七六一五三三)

(2) この上文にいう。太原王曼穎卒。家貧。無以殯斂。友人江革往哭之。其妻兒對革號訴。革曰。建安王當知必營埋。言未訖而偉使至。給其喪事。得周濟焉。とあり。この王曼穎は高僧傳一五に弟子孤子と自稱し、跋文を書いた人である。彼が建安王たりしは天監元一十七年である。

(3) ↓本史料十。

(4) この名士三人は梁書二五・二七・二七に傳あり。

十六、卷二三
鄱陽忠烈王恢

恢⁽¹⁾有孝性。初鎮蜀⁽²⁾。所生費太妃。猶停都。後於都下不豫。恢未之知。一夜忽夢還侍疾。旣覺憂惶。便廢寢食。俄而都信至。太妃已瘳。後又目有疾。久廢視膳。有北渡道人慧龍。得治眼術。恢請之。旣至。空中忽見聖僧。及慧龍下鉢。豁然開朗。咸謂精誠所致。

◎北渡沙門慧龍の治眼術。↓南史五二。

(1) 梁武帝の弟。(四七六一五二六)

(2) 天監一二一七(五一三一八)年。都督・益州刺史となる。

十七、卷二三・列傳
長沙嗣王業⁽¹⁾

天監十四年(五一五)出爲輕車將軍・湘州刺史。業性敦篤。所在留惠。深信因果。篤誠佛法。高祖每嘉歎之。

◎長沙王業の奉佛。↓南史五一なし。

(1) 字は靜曠。高祖の長兄、懿の子。(四七九一五二六)

論は元。文集があつた。武帝の長兄で東昏侯に殺された長沙宣武王懿の後嗣。

十八、卷二三
西昌縣侯 藻⁽¹⁾

〔中大通〕三年(五三二)爲中將軍・太子詹事。出爲丹陽尹。高祖每歎曰。子弟並如迦葉⁽²⁾。吾復何憂。迦葉藻小名也。

◎藻の字、迦葉。

(1) 字は靖藝。長沙元王業の弟。(四八三一五四九)

(2) 六朝人名に佛教語が用いられる例は多い。高祖の言には、摩訶毘迦葉(Mahākāśyapa)への言及があると思われる。

十九、卷二十四・列傳
蕭昱

普通五年(五四四)坐於宅內鑄錢。爲有司所奏。下廷尉。得免死。徙臨海郡⁽¹⁾。行至上虞⁽²⁾。有敕追還。且令受菩薩戒⁽³⁾。昱既至。恂恂盡禮。改意蹈道。持戒又精潔。高祖甚嘉之。

◎受戒させて罪を免ず。↓南史五一

(1) 浙江省臨海縣に治所を置く郡。

(2) 浙江省の今縣。會稽郡に屬す。

(3) 齊梁にかけ大乘經典の流行に伴い、初期の五戒・八戒・十戒・

具足戒のほかに、菩薩の行法の一、戒波羅蜜に本づく菩薩大乘戒を受けようとする信徒が現われ、梁武帝自ら菩薩戒弟子と稱したため、この風潮が弘まつた。

二十、卷二五 徐勉⁽¹⁾

嘗爲書。誠其子崧曰。……中年聊於東田間、營小園者。非在播葵以要利人。正欲穿池種樹。少寄情賞。又以郊際閑曠。終可爲宅。儻獲懸車致事⁽²⁾。實欲歌哭於斯憇日。十住等⁽³⁾。既應營婚。又須住止。吾清明門宅。無相容處。所以爾者。亦復有以前割西邊。施宣武寺⁽⁴⁾。既失西廂。不復方幅⁽⁵⁾。意亦謂此逆旅舍耳。何事須華。……以娛休沐。用託性靈。隨便架立。不在廣大。惟功德處。小以爲好所。以內中逼促。無復房宇。近營東邊兒孫二宅。乃藉十住南還之資。其中所須猶爲不少。……且釋氏之教。以財物謂之外命。儒典亦稱。何以聚人曰財。……

齊時撰太廟祝文二卷。以孔釋二教殊途同歸。撰會林五十卷。凡所著前後二集四十五卷。又爲婦人集十卷。皆行於世。

○徐勉、書もて子を諒め、立寺のことを述べる。→南史六十

(1) 字は脩仁。東海・郯の人。(四六六一五三五)

(2) 再び出仕しないこと。

(3) ともに彼の立てた寺名。

(4) もと齊隆寺。建武初建つ。梁武のとき長兄の長沙王懿の論に因み宣武寺と改めた。(梁傳一五・法鏡傳)

(5) 規矩法度のこと。方幅は當時の方言で「公然と」の意味。つまり、寺に地を割き形を成さなくなつた。

二十一、卷二六 蕭琛⁽¹⁾

始琛在宣城⁽²⁾。有北僧南度。惟齋一葫蘆。中有漢書序傳⁽³⁾。僧曰。三輔舊老相傳以爲班固真本。琛固求得之。其書多有異今者。而紙墨亦古。文字多如龍舉之例。非隸非篆⁽⁴⁾。琛甚秘之。及是行也。以書餽鄱陽王範⁽⁵⁾。範乃獻于東宮⁽⁶⁾。

○南渡の沙門の齋らした眞本の漢書序傳。→南史一八

(1) 字は彥瑜。蘭陵の人。惠開の從子。漢書文府を著わす。

(2) 天監元十三(五〇二十四)年の間、宣城(安徽省宣城縣に治す)太子守であつた。

(3) 漢書の巻末(巻百上・下)の班固の自敘。上には自らの家世を述べ自叙に至り、下は著述の趣旨を記す。史通叙傳篇以来批判的になる。

(4) 王先謙の漢書補注に齊召南の説を引く。齊はこの眞本が實に非ず、好事の徒の爲す所といい、永平年間に紙がなかつたことなどを證據とする。

(5) 梁書二二。武帝の弟、恢の子。(四九九一五五〇)

(6) 南史五〇・梁書四〇の劉之遴傳に、皇太子(昭明太子)が彼や張縉らをしてこの叙傳の異同を參校させたことを記す。

二十二、卷二六 陸果⁽¹⁾

果素信佛法。持戒甚精。著沙門傳三十卷。

○陸果の沙門傳。→南史四八

(1) 字は明霞。吳郡吳の人。(四五九一五三二)

二十三、卷三〇 裴子野⁽¹⁾
尚列傳三四

貧乏。所得俸悉分給之。無宅。借官地二畝。起茅屋數間。妻子恒苦宮飢寒。唯以教誨爲本。子姪祇畏。若奉嚴君。末年深信釋氏。持其教戒。

終身飯麥食蔬。……又敕撰衆僧傳二十卷。

○裴子野の奉佛と衆僧傳の著。↓南史三三

(1) 字は幾原。河東・聞喜の人。(四六九十五三〇)

裴氏は南朝のとき松之一駒一昭明一子野と歴史家を輩出した。

二十四、卷三〇 徐 捣⁽¹⁾

列傳三四 徐 捣⁽¹⁾

〔晋安〕王⁽²⁾入爲皇太子。轉家令。兼掌管記。尋帶領直。擴文體。旣別。春坊盡學之。宮體之號、自斯而起。高祖聞之。怒召擴加讓。及見應對明敏。辭義可觀。高祖意釋。因問五經大義。次問歷代史及百家雜說。末論釋教。擴商較縱橫。應答如響。高祖甚加歎異。更被親狎。寵遇日隆⁽³⁾。

○徐擴の學、經史百家から佛教に及ぶ。↓南史六二

(1) 字は士秀。東海・鄭の人。陵の父。(四七三十五五〇)
(2) のちの簡文帝綱。中大通三年(五三二)四月昭明太子統死し、五月、代りて皇太子となる。
(3) 通鑑二五三。胡三省註して、「殊不思上有好者、下必有甚者焉。」釋教盛行、可以媒富貴利達。江東人士孰不從風而靡乎」と評している。

(1) 字は子雲。義興・國山(江蘇宜興縣西南)の人。

(2) 北魏の宗室、北海王元顥は梁に降り、大通二年(五四八)魏帝

と自稱、陳慶之は武帝の命により王を送り、北方回復を計った。中大通元年(五二九)五月以後、慶之は善戦し洛陽に入つたが、爾朱榮ら魏軍が反撃し、形勢逆轉した。

(3) 安徽省合肥縣。通鑑一五三には落削。

(4) 通鑑二五三は中大通元年十二月に繋ぐ。また僧彊に作る。

(5) 安徽省鳳陽縣東北にあつた同名の縣に治所をおいた郡。郡治は

南北の戰爭の重鎮であつた。

(6) 江寧縣西北にあつた城。もと江乘の白石堡。六朝事迹編類三を

見よ。

(7) 子から亥までの十二辰を浹(セフ・めぐる)する期間。すなわち十二日。ほぼ十日間を浹日という。

二十五、卷三三 陳慶之⁽¹⁾

列傳二六

〔元〕顥⁽²⁾據洛陽六十五日。……洛陽陷。慶之馬步數千。結陣東反。

其年⁽²⁾父憂去職。其父侍妓數十人。善謳者有色貌。邑子⁽³⁾儀曹郎

〔爾朱〕榮親自來追。值嵩高山水洪溢。軍人死散。慶之乃落須髮爲沙門。聞行至豫州。豫州人程道雍等。潛送出汝陰⁽³⁾至都。仍以功除右衛將軍。封永興縣侯。邑一千五百戶。出爲持節都督緣淮諸軍事・奮武將軍・北兗州刺史。會有妖賊沙門僧強自稱爲帝⁽⁴⁾。土豪蔡伯龍起兵應之。僧強頗知幻術。更相扇惑。衆至三萬。攻陷北徐州。濟陰太守楊起文棄城走。鍾離⁽⁵⁾太守單希寶見害。使慶之討焉。車駕幸白下⁽⁶⁾。臨餞。謂慶之曰。江淮兵勁。其鋒難當。卿可以策制之。不宜決戰。慶之受命而行。曾未浹辰⁽⁷⁾。斬伯龍・僧強。傳其首。

○A 敗戦により沙門に變装した陳慶之。B 沙門僧強、幻術をなし亂をなした。↓南史六一

二十六、卷三三 張 率⁽¹⁾

列傳二七

其年⁽²⁾父憂去職。其父侍妓數十人。善謳者有色貌。邑子⁽³⁾儀曹郎

顧玩之求婢焉。諭者不願。遂出家爲尼。嘗因齋會率宅。玩之乃飛書言、與率姦。南司⁽⁴⁾以事奏聞。高祖惜其才、寢其奏。然猶致世論焉。服闋後、久之不仕。

○父の侍妓を出家させた。↓南史三一

- (1) 字は士簡。吳郡吳の人。瓊の子。(四七五—五二七)
- (2) 天監四年(五〇五)、父、瓊が死んだ。
- (3) 同邑の人。史記張耳陳餘傳・後漢書馮異傳に見える。
- (4) 南朝では御史中丞のこと。

二十七、卷三三
列傳二七 王筠⁽¹⁾

遷中書郎。奉敕製開善寺寶誌大師碑文⁽²⁾。詞甚麗逸。

○寶誌大師の碑文を製す。↓南史二二

- (1) 字は元禮。一字德柔。琅邪・臨沂の人。(四八二—五五〇)
彼は菩薩戒を受け法名を慧炬といい、法雲ら名僧との往復の書がある。(廣弘明集三四・二八等)

- (2) 南朝の異僧。保誌・宝公・誌公道人・廣濟大師という。(四二八—五一四) 彼は死んで鍾山獨龍阜に葬られ墓側に開善寺を建てられた。藝文類聚七六に開善寺碑がある。

二十八、卷三四列傳
二八・張縉⁽¹⁾

- (大同九年)(五四三) 改爲使持節都督湘・桂・東寧三州諸軍事・湘州刺史。述職經途。乃作南征賦。其詞曰。……經法王之梵宇。覩因時之或躍。從四海之宅心。故取亂而誅虐。……太伯讓嗣以來遊。臣祈仙而齊潔。固是明王之塵軌。聖賢之蹤轍也。……尋太傅⁽²⁾之故宅。今築室以安禪。……捨域中之常戀。慕遊仙之靈族。……

〔太清三年〕(五四九) 〔湘東王〕仍遣縉向襄陽。前刺史岳陽王晉推遷未去鎮。但以城西白馬寺處之。晉仍遣「杜」岸帥軍追縉。……即執縉并其衆。並俘送之。始被囚繫。尋又逼縉、剃髮爲道人⁽³⁾。

○剃髪を迫られ道人となる。↓南史五六

- (1) 字は伯緒。弘策の第四子。從伯で梁武帝の舅、弘籍の後をつぐ。(四九九—五四九) 緬の弟。
- (2) 賈誼のこと。この賦で佛教と道教に閑した字句を並出しているのに注意。

二十九、卷三五
列傳二九 蕭子雲⁽¹⁾

- 〔太清〕三年三月宮城失守。東奔晉陵⁽²⁾。餓卒于顯靈寺僧房。年六十三。
- 晉陵の顯靈寺僧房で死す。↓南史四二

- (1) 豫章王嶷の子。子恪の弟。(四八七—五四九)
- (2) 江蘇省武進縣の晉陵縣。

三十、蕭子暉⁽¹⁾

少涉學。亦有文才。性恬靜寡嗜慾。嘗預重雲殿聽制講三慧經。退爲宮講賦奏之。甚見稱賞⁽²⁾。

●制講三慧經を聽き賦を作る。→南史四二

- (1) 子雲の弟。字は景光。
(2) 南史「甚見貴」に作る。

三十一、卷三六・列傳 孔雲童⁽¹⁾

頗有父風。而篤信佛理。遍持經戒。官至岳陽王府諮議・東揚州別駕⁽²⁾。

●孔雲童の奉佛。→南史六十

- (1) 孔休源(四六九—五三三)字慶緒。會稽・山陰の人)の長子。
(2) 後梁の主となつた蕭晧(周書四八)のこと。彼は中大通三年
(五三二)、岳陽郡王、のち東揚州刺史となる。雲童は「佛義に長
ず」と稱された此の王に仕えた。

三十二、卷三六
列傳三〇 江革⁽¹⁾

舉少博涉多通。尤長玄理。及釋氏義。爲普陵郡時⁽²⁾、常與義僧⁽³⁾遞講經論。徵士何胤⁽⁴⁾自虎丘山赴之。其盛如此⁽⁵⁾。

●謝舉、義解僧と佛經を論ず。→南史二十

- (A) 時魏徐州刺史元法僧降附⁽²⁾。革被勅隨府王鎮彭城。城既失守。革素不便馬。乃泛舟而還。途經下邳。遂爲魏人所執。魏徐州刺史元延明⁽³⁾聞革才名。厚加接待。……乃令革作大小寺碑、并祭彭祖文……。革厲色而言曰。江革行年六十。不能殺身報主。今日得死爲幸。誓不爲人執筆。延明知不可屈。乃止。日給豚粟三升。僅餘性命。值魏王討中山王元略反北。

(B) 乃放革及祖暅⁽⁴⁾還朝。……時高祖盛於佛教。朝賢多啓求受戒。

(4) 梁書五一→本史料六十二。

關係を記す。

(5) 楠南史には文末に舉託情玄勝。尤長佛理。注淨名經。常自講

革精信因果。而高祖未知。謂革不奉佛教。乃賜革覺意詩五百字云。惟當勤精進。自彊行勝修。豈可作底突⁽⁵⁾。如彼必死囚。以此告江革。并及諸貴遊。又手敕云。世間果報。不可不信。豈得底突如對元延明邪。革因啓乞受菩薩戒。重除少府卿長史校尉。

●江革の奉佛と菩薩戒を受けること。→南史六十

- (1) 字は休嘆。濟陽考城(河南省考城縣東南)の人。諡は彊子。
(一五三五)

(2) 梁書三。普通六年(五二五)正月庚申。

- (3) 北史一九・文成五王傳、安豐王猛の子。元法僧の反を討ち徐州を平定した。

(4) 南史七二に傳あり。宋の祖冲之(四二九—五〇〇)の子。字は景燦。通鑑一五〇・普通六年六月に、元延明が彼に歌器漏刻銘を作らせようとし、江革が彼を罵ったことを記す。

- (5) 唐突・抵突に同じ。つきあたる。

三十三、卷三七
列傳三一 謝舉⁽¹⁾

説。有文集二十卷。

三十四、卷三七 何敬容⁽¹⁾

初天監中。有沙門釋寶誌者。嘗遇敬容。謂曰。君後必貴。然終是何敗何耳。及敬容爲宰相。謂何姓當爲其禍。故抑沒宗族。無仕進者。至是竟爲河東所敗⁽²⁾。

中大同元年（五四六）三月高祖幸同泰寺。講金字三慧經。敬容請預聽。敕許之。……何氏自晉司空充・宋司空尚之。世奉佛法。竝建立塔寺。至敬容又捨宅東爲伽藍。趨勢者因助財造構。敬容竝不拒。故此寺堂宇校飾。頗爲宏麗。時輕薄者。因呼爲衆造寺焉。及敬容免職出宅。止有常用器物及囊衣而已。竟無餘財貨。時亦以此稱之。

○何氏一門の奉佛。敬容と釋寶誌の戒め。→南史三十

（1）廬江の人。昌寔の子。字は國禮。（一五四九）
（2）彼は梁代の名宰相で、武帝の政治が弛緩した普通年間以後、人事を掌り公平であって、自己本位の情實によらなかつたことが、この史料では皮肉な裏話として紹介される。河東（河と何と音通）とは河東王譽のこと。敬容の妾の弟の罪を彼が庇おうとしたのを王のため裏切られたこと。

（1）字は彥和。吳郡錢唐の人。号は「異」と同じ。（四八一—五四七）
（2）六朝の正史に、道俗の語が散見し、士庶道俗とも並稱する。道は沙門・道士をあわせ稱し、世俗の民衆または士人と對して用いられる。いま一例として擧げるのみ。

三十六、卷三八 賀琛⁽¹⁾

琛遂啓陳事條。封奏曰。……其二事曰。聖主恤隱之心。納隍之念。之志。……太清二年（五四八）……侯景舉兵襲京師。……（琛）守東府。賊尋攻陷城。放兵殺害。琛被擒、未至死。賊求得之。……賊復舉送莊嚴寺⁽³⁾・療治之。明年臺城不守。琛逃歸鄉里。

○戦傷者を莊嚴寺に送り療治す。→南史六一

（1）字は國寶。會稽・山陰の人（四八二—五五〇または生卒共數年後）。
（2）孟子・萬章上。伊尹は「思天下之民、匹夫匹婦、有不被堯舜之澤者、若己推而內之溝中」の句に本つく。人がその所を得ないことを、自分がその人を水のない溝につき落して苦しめているかのごとく、責任を感じる意。
（3）宋の大明中、路太后が宣陽門外、大社の西、藥園に立てた寺。その以前に東晉の謝尚が同名の寺をその宅地に立てたが、この寺は謝鎮西寺、のち興嚴寺と改名した。（建康實錄八）

三十五、卷三八 朱 异⁽¹⁾

〔大同〕六年（五四〇）昇啓於儀賢堂。奉述高祖老子義。敕許之。
及就講、朝士及道俗聽者千餘人。爲一時之盛⁽²⁾。
○「道俗」の語の用例。

三十七、卷三九 王神念⁽¹⁾

少好儒術。尤明內典⁽²⁾。
○王神念、内典にくわしい。→南史六三
(1)太原祁の人。僧辯の父。壯と謚す。（四五二—五二五）

(2) 彼は魏に仕え、青冀二州の（兼任）刺史となつた。下文に曰く、「神念性剛正。所吏州郡必禁止淫祠。時青冀東北有石鹿山、臨海先有神廟。妖巫欺惑百姓。遠近祈禱、糜費極多。及神念至、使令毀撤。風俗遂改」。彼の處置が佛教と關係あつたかどうか。

三十八、卷四〇 到溉⁽¹⁾

(1) 字茂灌。彭城・武原の人。
(2) 延賢寺は東晉の代、鍾山に建てられた。溉の曾祖は宋の到彥寺。因斷腥羶。終身蔬食。別營小室。朝夕從僧徒禮誦。高祖毎月三置淨饌。恩禮甚篤。蔣山有延賢寺者。溉家世創立⁽²⁾。故生平公俸、咸以供焉。略無所取。性又不好交游。

○到溉・治兄弟の佛教信仰。→南史二五

四十一、卷四一 褚翔⁽¹⁾

翔少有孝性。爲侍中⁽²⁾。時母疾篤。請沙門祈福。中夜忽見戶外有異光。又聞空中彈指。及曉疾遂愈。或以翔精誠所致焉。

○母の病の時、沙門に請い祈福す。→南史二八

(1) 字は世舉。河南陽翟の人。(五〇五一五四八)
(2) 大同年間(五三五—四五)のころ。

四十二、卷四一・列傳 三五・蕭介附 蕭洽⁽¹⁾

洽少有才思。高祖令製同泰・大愛敬二寺⁽²⁾利下銘。其文甚美。
〔普通〕二年(五三二)遷散騎常侍……

○同泰寺・大愛敬寺の利下銘を製す。

(1) 字は宏稱。蘭陵の人。惠基の子。介の從兄。(四五三—五〇七)
(2) 大愛敬寺は普通元年、鍾山の北峯に造った寺。建康實錄一七に

いう、西南去縣十八里、武帝が父の太祖文皇帝(追尊)の爲に造

四十、卷四一・列傳 三五・王規附 王褒⁽¹⁾

〔承聖〕三年(五五四)江陵入于周。褒著幼訓以誠諸子。其一章云。

……儒家則尊卑等差。吉凶降殺。君南面而臣北面。天地之義也。鼎俎奇而籩豆偶。陰陽之義也。道家則墮支體、黜聰明。棄義絕仁。離形去智。釋氏之義。見苦斷習。證滅循道。明因辨果。偶凡成聖。斯雖爲教等差而義歸汲引。吾始乎幼學。及于知命。旣崇周孔之教。兼循老釋之談。江左以來斯業不墜。汝能修之。吾之志也。

○王褒が「幼訓」で三教を論ず。

(1) 王規(四九二—五三六)の子。琅邪臨沂の王氏。儉の曾孫。王褒の專傳は周書四一・北史八三文苑にあるが、この記事は見えない。字は子淵(梁書は子漢を作る)。元帝に仕え、のち北周にゆき、庾信と並稱される文豪。「褒」の字形また「褒」を作る。

三十九、卷四一 王規⁽¹⁾

〔中大通二年(五三〇)〕規辭疾不拜。於鍾山宗熙寺築室居焉。大同二年(五三六)卒。時年四十五。

○鍾山の宗熙寺に住む。→南史無し

(1) 字は威明。琅邪臨沂の人。(四九二—五三六)

第15輯(1971)

る、と。

(2) ↓本史料集五。

(3) 梁書二八・南史五八、裴邃傳附。

四十三、卷四一 刘潛⁽¹⁾

天監五年(五〇六)……遷尚書殿中郎。敕令製雍州⁽²⁾平等金像碑。

文甚宏麗。

◎雍州平等寺金像碑文を製す。↓南史三九

(1) 字は孝儀。秘書監孝綽の弟。(四八四十五五〇)

(2) 宋の孝武帝以来、雍州の州治は襄陽にあって、梁末、失陥した。

四十四、卷四一 蕭幾⁽¹⁾

列傳三五

末年尙釋教。爲新安太守⁽²⁾。郡多山水。特其所好。適性遊履。遂爲之記。卒于官。

◎蕭幾、晩年に佛教を専尚す。↓南史四一

(1) 字は德玄。齊の曲江公遙欣の子。楊公則が死んだとき(天監五年)十五才で誅を作つたとあるから生年は四九二年である。

(2) 浙江省淳安縣に治する。

四十五、卷四二 沢盾⁽¹⁾

列傳三六

遷御史中丞。盾性公彌。居憲臺甚稱職。中大通五年(五三三)二月。高祖幸同泰寺。開講設四部大會⁽²⁾。衆數萬人。南越所獻馴象。忽於衆中狂逸。乘舉羽衛及會皆駭散。惟盾與散騎郎裴之禮⁽³⁾巍然自若。高祖甚嘉焉。俄有詔。加散騎常侍。未拜。

◎同泰寺四部大會の時、南越の貢した象があはれた。↓南史十八

(1) 字は宣卿。東莞・莒の人。(四七八一五四三)

四十六、卷四三 韋粲⁽¹⁾

列傳三七

〔太清〕二年(五四八)……聞侯景作逆。……仲禮⁽²⁾方得進軍。次新亭⁽³⁾。賊列陣於中興寺⁽⁴⁾相持。至晚各解歸。……景登禪靈寺門閣。望粲營未立。便率銳卒來攻。

◎侯景の亂の當時の中興・禪靈寺。↓南史五八

(1) 字は長倩。叡の孫、放の子。この亂で戦死す(四九六一五四九)。

(2) 柳仲禮。粲の外弟。司州刺史。敬禮(梁書四三、傳あり)の弟。

兄弟とも勇烈を以て名を知られ、侯景の軍と戦つた。

(3) 建康城西南十五里にあり、長江に臨む地。東晉初以来、遊宴か

つ南渡士人の望郷の地として有名。

(4) もと新亭精舍。宋の孝武帝が即位して中興寺と改め、のちまた天安寺といった。↓宋書史料七七。大漢和辭典四卷四六三頁に、この條を引き、「天竺迦毘黎國にあつた寺の名」とするは失檢。

四十七、卷四四・列傳 建平王大球⁽¹⁾

三八太宗十一王

性明惠夙成。初侯景圍京城。高祖素歸心釋教。每發誓願。恒云。若有衆生。應受諸苦。悉衍身代。當時大球年甫七歲。聞而驚。謂母曰。官家⁽²⁾尙爾。兒安敢辭。乃六時禮佛。亦云。凡有衆生應獲苦報。悉大球代受。其早慧如此。

◎苦執を代受する誓願。↓南史五四

(1) 太宗簡文帝の王子。母は褚脩華。字は仁班。(五四一一五二)

(2) 天子を指す。

四十八、卷四五 王僧辯⁽¹⁾
列傳三九

僧辯旋于江陵⁽²⁾。因被詔。會衆軍西討。督舟師二萬。輿駕出天居寺餞行⁽³⁾。

○元帝、江陵の天居寺で王僧辯の出陣を餞す。→南史六三なし

(1) 字は君才。太原・祁（山西省太谷縣）の人。神念（梁書三九・南史六三（四五一一五二五）の次子。侯景の亂を平らげ、元帝を即位させたが、のち陳霸先のため殺された。

(2) 元帝の承聖二年（五五三）正月、陸納を伐ち、七月に凱旋したが、西方、益州の武陵王紀が占據したので、これを討つために出陣して、戦わない先に事が平らぎ歸還したときのことである。

(3) 補 なお本傳に、侯景と郢城で戦ったときのこととして、景帥船艦並集北寺。又分入港中、登岸沿道、廣設虆屋。とあり、郢城に北寺という佛寺があつたことが知られる。

四十九、卷四七・列傳
四一・孝行 藤曇恭

豫章南昌人也。年五歲。母楊氏患熱。思食寒瓜。土俗所不產。曇恭歷訪不能得。銜悲哀切。俄值一桑門。問其故。曇恭具以告。桑門曰。我有兩瓜。分一相遺。曇恭拜謝。因捧瓜還。以薦其母。舉室驚異。尋訪桑門。莫知所在。及父母卒。……每至忌日。思慕不自堪。晝夜哀慟。其門外有冬生樹⁽¹⁾二株。時忽有神光自樹而起。俄見佛像及夾侍之儀容光顯著自門而入。曇恭家人大小。咸共禮拜。久之乃滅。遠近道俗咸傳之⁽²⁾。

○沙門が孝子を助けたこと等。→南史七四孝義

(1) 冬青樹のことか。
(2) 曙恭は天監元年以後も生存したが、ここに記す事蹟は南齊期に屬する。

五十、卷四七 同前 劉曇淨⁽¹⁾

母喪。權瘞藥王寺⁽²⁾。時天寒。曇淨身衣單布。廬於瘞所。晝夜哭泣不絕聲。哀感行路。未及期而卒。

○母を藥王寺に葬る。→南史七六劉慧斐傳

(1) 字は元光。彭城・莒の人。慧斐の兄、慧鏡の子。

(2) ときに彼の官は安西（將軍）行參軍であり、藥王寺を建康所在地とすれば、梁傳一三・慧益傳に見える寺である。これは宋の孝武帝の大明七年（四六三）四月八日、鍾山の南で燒身供養した慧益が、臨終に誦した藥王品に因み名けたものであり、彼の燒身の處に建てられた。

五十一、卷四七 同前 江 純⁽¹⁾

純幼有孝性。年十三。父患眼。純侍疾、將期月。衣不解帶。夜夢一僧云。患眼者飲慧眼水必差。及覺說之。莫能解者。純第三叔祿與草堂智者法師⁽²⁾善。往訪之。智者曰。無量壽經云。慧眼見真。能渡彼岸⁽³⁾。禱乃因智者。啓捨同夏懸界牛屯里舍爲寺。乞賜嘉名。敕荅云。純臣孝子往往感應。晉世顏含⁽⁴⁾遂見冥中送藥。近見智者。知卿第二息感夢、云慧眼水。慧眼則是五眼之一號⁽⁵⁾。若欲造寺。可以慧眼爲名。及就創造泄故井。井水清冽。異於常泉。依夢取水洗眼。及煮藥稍覺有瘳。因此遂差。時人謂之孝感。南康王爲南州⁽⁶⁾。召爲迎主簿。純性靜好老莊玄言。尤善佛義。不樂進仕。及父卒。純廬于墓。終日號慟不絕聲。月餘卒。

○江純、佛教信仰により父、舊の眼疾を治す→南史三六

(1) 字は含潔。濟陽考城の人。江蒨(梁書二一。四七五—五二七)の子。

(2) これは智顥(五三八—九七)と別人であること、年代等から見て明らかである。

(3) 康僧鎧譯、無量壽經卷下。慧眼見眞、能得彼岸とある。(正藏)

十二卷、二七四頁上段五行)

(4) 慧眼は Skt. Prajñā-cakṣus。五眼の一。五眼とは肉・天・慧・法・佛眼のこと、大品般若經第二、大智度論三三に見える。

(5) 晉書八八・孝友。父母や兄の死後、次嫂が失明し、醫者は蛇膽を處方した。晝寢したとき青衣童子が青囊を彼に授け、青鳥と化し飛び去った。その中の蛇膽により嫂の病が治った。

(6) 南康王績(五二五—二九)。梁書二九。武帝の子。天監十年、南徐州、十七年南兗州刺史となる。南州はそのどちらか。南州といふ州は北周が四川省に置いた。

五十二、卷四七 同前 劉 霽⁽¹⁾

尋除建康令。不拜。母明氏寢疾。霽年已五十。衣不解帶者七旬。誦觀世音經⁽²⁾。數至萬遍。夜因感夢見一僧謂曰。夫人算盡。君精誠篤至。當相爲申延。後六十餘日乃亡。霽廬于墓。哀慟過禮。常有雙白鶴。馳翔廬側。

○觀世音經を誦し、病母の壽を延ばした。→南史四九

(1) 字は士烜。平原の人。聞慰の子、杳(梁書五〇・文學下。四八七)

五三六)歎(同五一・處士、四八八—五一九)の兄。五十二才で死す。
(2) 六朝における觀音信仰につき牧田諦亮(六朝古逸觀世音應驗記)の研究(昭四五・平樂寺書店)が出た。この例は時代が降るので所收の應驗記には見えないが、觀音信仰一般につき參照できる。

五十三、卷四八・列 傳四二儒林 伏曼容⁽¹⁾

伏曼容……建武中。入拜中散大夫。時明帝不重儒術。曼容宅在瓦官

寺⁽²⁾東。施高坐於聽事。有賓客、輒升高坐爲講說。生徒常數十百人

(3)。

○宅、瓦官寺の東にあり。→南史七一

(1) 字は公儀。平昌・安丘(山東省)の人。(四二一—五〇二)

(2) 東晉の哀帝、興寧二年(三六四)に秦淮南岸の舊陶官の窯處の

地を、沙門慧力に施し造つた寺。

(3) この事件は南齊時代に繋かる。

五十四、卷四八 同前 范 績⁽¹⁾

初績在齊世。嘗侍竟陵王子良。子良精信釋教。而績盛稱無佛⁽²⁾。子良問曰。君不信因果。世間何得有富貴。何得有賤貧。績答曰。貴賤雖復殊途。因果竟在何處⁽³⁾。子良不能屈。深怪之。績退論其理。著神滅論。曰。

或問。子云神滅。何以知其滅也。……問曰。知此神滅。有何利用邪。荅曰浮屠害政。染門蠶俗。風驚霧起。馳蕩不休。吾哀其弊。思拯其溺。夫竭財以赴僧。破產以趨佛。而不恤親戚。不憐窮憊者何。良由厚我之情深。濟物之意淺。是以主撮涉於貧友。差情動於顏色。千鐘委於富僧。歡意暢於容髮。豈不以僧有多稌之期。友無遺秉之報。務施闕於周急。歸德必於在己。又惑以茫昧之言。懼以阿鼻⁽⁴⁾之苦。誘以虛誕之辭。欣以兜率之樂。故捨蓬掖。襲橫衣。廢俎豆。列餅鉢。家家棄其親愛。人人絕其嗣續。致使兵挫於行間。吏空於官府。粟罄於惰遊。貨殫於泥木。所以姦宄弗勝。頌聲尙擁。惟此之故。其流莫已。其病無限。……此論出。朝野譖讐。子良集僧難之。而不能屈⁽⁵⁾。

◎范縝の神滅論 → 南史五十七

- (1) 字は子眞。南鄉・舞陰(河南省泌陽縣西南)の人。
 (2) 南齊書史料三十を参照。(紀要前號)
 (3) 省略した文首には、一樹の花が風に吹かれて一は茵席(車中の重ねた敷物)、一は廁所に落ちるよう、人生の貴賤は偶然であり報應ではないとの趣旨が述べられる。以下の論旨を略し、排佛の理由を論じた末文を錄する。また南史の文はこの問題を簡要をえてまとめている。

(4) 無間地獄 Skt. Avici

- (5) 神滅不滅をめぐる論争は弘明集九・十に載せられる。梁武帝も子良の西邸の友の一人で即位の後、臣下をして范の説に反論させた。湯用形の佛教史下四〇頁以下。

五十五、卷四八・同 賀 革⁽¹⁾

前賀錫附

尋加貞威將軍兼平西長史・南郡太守。革性至孝。常恨貪祿代耕不及養。在荊州。歷爲郡縣。所得俸秩、不及妻孥。專擬還鄉造寺。以申感恩。

◎賀革、俸祿で郷里に寺を造ろうとした。→南史六二

- (1) 會稽・山陰の人。瑒(四五二—五一〇)の子。字は文明。(四七九—五四〇)

五十六、卷四八 同 前 皇 偻⁽¹⁾

前賀錫附

高祖善之。拜員外散騎侍郎。兼助教如故。性至孝。常日限誦孝經二十編。以擬觀世音經。

◎孝經を誦し觀世音經に擬す。→南史七一

- (1) 吳郡の人。晋の青州刺史象の九世の孫。偪は玉篇によれば「侃」と同じ字。(四八八—五四五)論語義十卷を撰す。

五十七、卷四九・列傳 周興嗣⁽¹⁾

- 進直文德壽光省。是時高祖以三橋舊宅爲光宅寺⁽²⁾。敕興嗣與陸倕各製寺碑。及成俱奏。高祖用興嗣所製者。

◎周興嗣の光宅寺碑文、武帝に採用さる。→南史七二

- (1) 字は思纂。陳郡・項の人。(?—五二二)千字文の作者。
 (2) 建康實錄一七。天監六年八月置く。武帝や沈約・范雲および周子良の西邸の友の一人で即位の後、臣下をして范の説に反論させた。湯用形の佛教史下四〇頁以下。
- (3) 梁書二七・南史四八(陸慧曉伝附。字は佐公)。吳郡吳の人。(四七〇—五二六)倕の音スヰ。

五十八、卷五〇・列傳 四四・文學下 劉 魏⁽¹⁾

魏早孤。篤志好學。家貧不婚娶。依沙門僧祐⁽²⁾。與之居處。積十餘年。遂博通經論。因區別部類。錄而序之。今定林寺經藏魏所定也。天監初起家奉朝請。……時七廟饗薦。已用蔬果。而二郊農社猶有犧牲。魏乃表言。二郊宜與七廟同改。詔付尚書議。依魏所陳。……然魏爲文。長於佛理。京師寺塔及名僧碑誌必請魏製文。有敕。與慧震沙門。於定林寺撰經。證功畢。遂啓求出家。先燔鬢髮。以自誓。敕許之。乃於寺變服。改名慧地。未期而卒。文集行於世。

◎劉魏と僧祐との交友其他。→南史七二

- (1) 字は彥和。東莞・莒(山東省濟寧道の莒縣)の人。(百衲本、字十編。以擬觀世音經。形を左右反対にし、思を偏とする)文心雕龍の著者。父は尚、越騎校尉。

(2) 齊梁の律僧。出三藏記集の著者。(四四五十五一八) 梁傳一一。

(3) 放生會（捕えた魚鳥などを山や池に放ち慈悲不殺を示す法會）のときの軌式を述べる文。

五十九、卷五〇 同前 刘杳⁽¹⁾

〔沈〕約郊居宅、時新構閣齋。杳爲贊二首。并以所撰文章呈約。約卽命工書人題其贊于壁。仍報杳書曰。……又山寺旣爲警策⁽²⁾。諸賢從時復高奇。解頤愈疾、義兼乎此。遲比敘會。更共申析⁽³⁾。其爲約所賞如此。……

杳治身清儉。無所嗜好。爲性不自伐。不論人短長。及覩釋氏經教。常行慈忍。天監十七年(五一八)自居母憂。便長斷腥羶。持齋蔬食。及臨終遺命。斂以法服。載以露車。還葬舊墓。隨得一地。容棺而已。不得設靈筵祭餗⁽⁴⁾。其子遵行之。

○釋教を知り慈忍を行なう。→南史四九。劉懷珍附

(1) 字は士深。平原・平原の人。聞慰の子。

(2) 馬を走らせるむち。轉じて文章中にある全篇を活動させる重要な單言隻句。「山寺」とは杳の作った文の題名か。

(3) 南史、この件につき、「仍報杳書、共相歎美」とする。

(4) 連祭する。

六十、卷五〇 同前 謝徵⁽¹⁾

又爲臨汝侯淵猷⁽²⁾製放生文⁽³⁾。亦見賞於世。

○放生文を作る。→南史十九

(1) 南史、名を「徵」に作る。字は玄度。陳郡陽夏の人。宋の景仁の玄孫。朓の從子。

(2) 南史五一・長沙宣武王懿(武帝の兄)傳に附する臨汝侯猷(懿の弟)であろう。

六十一、卷五〇 同前 伏挺⁽¹⁾

尋除南臺治書。因事納賄。當被推劾。挺懼罪遂變服爲道人。久之藏匿。後遇赦。乃出大心寺。會鄱陵王⁽²⁾爲江州。携挺之鎮。王好文義。深被恩禮。挺因此還俗。

○罪を逃れるため沙門となり、還俗する。→南史七一

(1) 字は士標。伏曼容の孫。平昌・安丘の人。侯景の亂中死す。

(推定四八〇—五五〇)

(2) 名は綸。武帝の六子。普通元年(五一〇)後、江州刺史となり、五年まで在任。(五一九—五五二)

六十二、卷五〇 同前 任孝恭⁽¹⁾

俄兼中書通事舍人。高祖勅遣製建陵寺刹下銘。又啓撰高祖集序。文並富麗。自是專掌公家筆翰。孝恭少從蕭寺雲法師⁽²⁾。讀經論。明佛理。至是蔬食持戒。信受甚篤。而性頗自伐。以才能尙人。於時輩中、多有忽略。世以此少之。

○法雲から佛教を學ぶ。→南史七二

(1) 字は孝恭。臨淮の人。(一五四六)

(2) 法雲(四六七—五二九)。續高僧傳五。

六十三、卷五一・列傳 四五・處士 何點⁽¹⁾

司徒竟陵王子良欲就見之。點時在法輪寺⁽²⁾。子良乃往。

請點角巾

登席。子良欣悅無已。遺點嵇叔夜酒杯・徐景山酒錠⁽³⁾。點少時嘗患渴病。積歲不愈。後在吳中石佛寺建講。於講所畫寢。夢一道人形貌非凡。

常、授丸一掬。夢中服之。自此而差。時人以爲淳德所感⁽⁴⁾。

○道人から丸薬を授かると夢見て病が治る。→南史三六・何尚之附

(1) 字は子晳。廬江・灤(安徽霍山縣東北)の人。宋の何尚之の孫。

(四三七一五〇四)

(2) 何尚之が造った寺。釋志道(梁傳二三)が彼に請われて止住したことがある。

(3) 竹林七賢の一人、嵇康の字。景山は魏の徐邈(三國志二七。一七二一一五〇)の字。鎧は酒などを温める器。

(4) 彼の父は風疾(精神疾患)で妻を害したかどで法に坐し死んだ。

彼はこの衝撃で琅邪王氏との婚約を止め隠士となり、のち魯國の孔嗣の女をめとつたがまた別居した。施與を好み物欲がなかつたが、寒門を推薦するなど、政治と全く離れていない。

六十四、卷五一列傳 何胤⁽¹⁾

四五處士何點

(2) 興は南史に從い「典」に作るべし。

(3) 山陰縣、いまの紹興縣南にある山。梁傳一四・弘明傳、同九・智順傳に見える。雲門精舍。

(4) 何求(四三一一八六)は點・胤兄弟の長兄。

(5) 何尚之(三八二一四六〇)。宋の大臣。

(6) 原文、避諱により獸に作る。

(7) 開善寺(この開基は梁傳一〇・保誌傳を見よ)智藏(五四一・六二五)のこと。續傳五。

(8) 山名。

既長好學。師事沛國劉勣。受易及禮記毛詩。又入鍾山定林寺聽內興(2)。其業皆通而縱情誕節。時人未之知也。胤以會稽山多靈異往遊焉。居若邪山雲門寺(3)。初胤二兄求點竝栖遁。求(4)先卒。至是胤又隱世。號點爲大山。胤爲小山。亦曰東山。……胤家世年皆不永。唯祖尚之至七十二(5)。胤年登祖壽。乃移還吳。作別山詩一首。言甚悽愴。至吳居虎丘(6)西寺。講經論。學徒復隨之。東境守宰經途者。莫不畢至。

胤常禁殺。有虞人逐鹿。鹿徑來趨。胤伏而不動。又有異鳥。如鶴紅色。集講堂。馴狎如家禽焉。初開善寺藏法師(7)與胤遇於秦望(8)。後還都卒於錘山。其死日。胤在般若寺。見一僧。授胤香奩并函書。云呈何居士。言訖失所在。胤開函。乃是大莊嚴論(9)。世中未有。

又於寺内立明珠柱。乃七日七夜放光。太守何遠以狀啓。昭明太子欽其德。遣舍人何思澄。致手令以褒美之。中大通三年卒。年八十六。

先是胤疾。妻江氏夢神人告之曰。汝夫壽盡。既有至德。應獲延期。爾當代之。妻覺說焉。俄得患而卒。胤疾乃瘳。至是胤夢一神女并八十許人並衣帽。行列至前。俱拜牀下。覺又見之。便命營凶具。旣而疾動。因不自治。胤注百法論⁽¹⁰⁾・十二門論各一卷。……

○何胤兄弟の奉佛と隱棲 →南史三〇

(1) 字は子季。點の弟。(四四六一五三二)叔父曠を出繼し。字を胤

叔と更む。

(2) 「興」は南史に從い「典」に作るべし。

(3) 山陰縣、いまの紹興縣南にある山。梁傳一四・弘明傳、同九・

智順傳に見える。雲門精舍。

(4) 何求(四三一一八六)は點・胤兄弟の長兄。

(5) 何尚之(三八二一四六〇)。宋の大臣。

(6) 原文、避諱により獸に作る。

(7) 開善寺(この開基は梁傳一〇・保誌傳を見よ)智藏(五四一・六二五)のこと。續傳五。

(8) 山名。

(9) 大莊嚴論十五卷。馬鳴造という。Skt. Sūtrālambhārāśāstra。鳩摩羅什譯。佛陀の本生および佛在世以後の因縁譬喻を集めたもの。出三藏記集には錄せず、譯語も他の羅什譯に比し遜色あり、疑いを存する。

(10) 天親著、大乘百法明門論一卷。Skt. Mahāyāna-sātadharma-prakāśanukha-sāstra。を指すが、これは玄奘譯。提婆の百論二卷、Skt. śata-sāstra。羅什譯のことか。次の十二門論と同じく般若空觀の論である。

附記 南齊書四一・周顥傳(史料三十六)の食肉論は南史三十何

胤傳に略載されている。

六十六、卷五一 同前 劉慧斐⁽¹⁾

○陶弘景が佛教の五大戒を受けた。→南史七六
(1) 字は通明。丹陽・秣陵の人。(四五二一五三六) 貞白先生と謳す。
彼の傳記については賈嵩「華陽陶隱居内傳」が詳しい。

曾夢⁽²⁾佛授其菩提記。名爲勝力菩薩。乃詣鄭縣⁽³⁾阿育王塔⁽⁴⁾。自誓受五大戒⁽⁵⁾。

○劉慧斐が廬山で佛經を寫した。→南史七六
(1) 字は文宣。彭城の人。(四七八一五三六)
(2) 江西省廬山。
(3) →本史科七一
(4) 東晉の江州刺史桓伊が慧遠のため廬山に立てた寺。佛祖統紀二六は太元十一年(三八六)立つとする。
(5) 太宗簡文帝は天監一四(五一五)一一七年、江州の都督刺史であつた。

(6) 東晉の慧遠。

(5) 南史、彼の死を記し、葬法に關していう、「遺令。既沒不須沐浴。不須施牀。止兩重席於地。因所著舊衣上。加生祫裙及臂衣鞋。冠巾法服。左肘錄鈴。右肘藥鈴。佩符絡左腋下。繞腰環結於前、

釵符於髻上。通以大袈裟。覆衾蒙首足。明器有車馬道人道士。並在門中。道人左、道士右。百日內夜當然燈。旦常香火。弟子遵而行之。」

南史は陶弘景が武帝のために金丹を作成したことや、山中宰相と稱せられたことなど、梁書にないこと記述している。

六十七、卷五一 同前 范元琰⁽¹⁾

及長好學。博通經史。兼精佛義。

○范元琰、佛義に詳しい。→南史七六
(1) 字は伯珪。吳郡・錢唐の人。(四四二一五二)

許善玄言。尤精釋典。曾與族兄劉欽、聽講於鍾山諸寺。因共卜筮求應。東湖。有終焉之志。天監十七年(五一八)卒於欽舍。時年三

十一。臨終執歎手曰。氣絕便歟。歎畢卽埋。靈筵一不須立。勿設饗祀。無求繼嗣。歎從而行之。

◎劉訏、佛典に精しい。→南史四九

- (1) 字は彥度。平原の人。(四八八一五一八) 訏の音はク。
(2) 梁傳三・畠良耶舍傳によると、元嘉十年(四三三)天竺僧伽羅多哆(衆濟)が鍾山南麓に建てた寺。

六十九、卷五一 同前 劉歎⁽¹⁾

及長博學有文才。不娶不仕。與族弟訏、竝隱居求志、遨遊林澤。以山水書籍相娛而已。……天監十七年(五一八)無何而著革終論。其辭曰。死生之事、聖人罕言之矣。……若稽諸內教。判乎釋部。則諸子之言可尋。三代之禮無越。何者、神爲生本。形爲生具。死者神離。此具而卽非彼具也。雖死者不可復反而精靈遞變。未嘗滅絕。當其離此之日、識用廓然。世多信李彭⁽²⁾之言、可謂惑矣。余以孔釋爲師。差無此惑。……

◎庾詵、法華經を誦し、阿彌陀を信仰す →南史七六

- (1) 字は彥寶。新野の人。(四五五—五三二)

(2) ↓本史料七十一。

(3) 百衲本、「詵」缺く。

(4) 上行の語は上行 *Visita-canita* 菩薩即ち法華經の從地涌出品において本經の結要付囑を受けた四菩薩の一。

七十一、卷五一 同前 張孝秀⁽¹⁾

遂去職歸山。居于東林寺。有田數十項。部曲⁽²⁾數百人。率以力田盡供山衆。遠近歸慕。赴之如市。孝秀性通率、不好浮華。常冠穀皮巾。躡蒲履。手執井欄⁽³⁾皮塵尾。服寒食散⁽⁴⁾。盛冬能卧於石。博涉羣書。專精釋典⁽⁵⁾。善談論……普通三年卒。時年四十二。室中皆聞有非常香氣⁽⁶⁾。

◎部曲をして東林寺の田を耕やさせ僧に供す。→南史七六

- (1) 字は文逸。南陽宛の人。
(2) ↓史料六十五、劉慧斐。もと主將の私兵であつた部曲が農事にたとある。

七十、卷五一 同前 庚詵⁽¹⁾

普通中詔曰。……新野庾詵、止足栖退。自事却掃。經史文藝、多所

貫習。頬川庾承先⁽²⁾學道黃老⁽³⁾。詵涉釋教。竝不競不營。安茲枯槁。可以鎮躁敦俗。詵可黃門侍郎。承先可中書侍郎。……詵稱疾不赴。

晩年以後、尤遵釋教。宅内立道場。環繞禮懶。六時不輟。誦法華經。每日一編。後夜中忽見一道人。自稱願公。容止甚異。呼詵爲上行先生⁽⁴⁾。授香而去。中大通四年(五三三)因晝寢。忽驚覺曰。願公復來。不可久住。顏色不變。言終而卒。時年七十八。舉室咸聞空中唱上行先生已生彌陀淨域矣。

◎庾詵、法華經を誦し、阿彌陀を信仰す →南史七六

- (1) 字は彥寶。新野の人。(四五五—五三二)

(2) ↓本史料七十一。

(3) 百衲本、「詵」缺く。

(4) 上行の語は上行 *Visita-canita* 菩薩即ち法華經の從地涌出品において本經の結要付囑を受けた四菩薩の一。

七十一、卷五一 同前 張孝秀⁽¹⁾

遂去職歸山。居于東林寺。有田數十項。部曲⁽²⁾數百人。率以力田盡供山衆。遠近歸慕。赴之如市。孝秀性通率、不好浮華。常冠穀皮巾。躡蒲履。手執井欄⁽³⁾皮塵尾。服寒食散⁽⁴⁾。盛冬能卧於石。博涉羣書。專精釋典⁽⁵⁾。善談論……普通三年卒。時年四十二。室中皆聞有非常香氣⁽⁶⁾。

◎部曲をして東林寺の田を耕やさせ僧に供す。→南史七六

- (1) 字は文逸。南陽宛の人。
(2) ↓史料六十五、劉慧斐。もと主將の私兵であつた部曲が農事に

勞働したことを示す史料である。
(3) おそらく欄の誤り。欄は「くわりん・あかぎ」で常綠喬木であり、器皿・扇骨を作る。しかし、この場合そうではなく、棕櫚

(しゅろ) であろう。皮をほっすにしたこと。

(4) また五石散。晋代愛用された保健薬であるが有毒。

(5) 南史にはこの下文に、「僧有虧戒律者、集衆佛前作羯磨而笞之。多能改過」とあり、「善談論」に續く。

(6) 南史、この下文に「梁簡文甚傷悼焉。與劉慧斐書述其貞白云」とある。

七十二、卷五一 庾承先⁽¹⁾

弱歲受學於南陽劉虬⁽²⁾。彊記敏識。出於羣輩。玄經釋典、靡不該悉。九流七略、咸所精練。郡辟功曹。不就。乃與道士王僧鎮、同遊衡岳。晚以弟疾、還鄉里。遂居于土臺山⁽³⁾。鄱陽忠烈王⁽⁴⁾在州。欽其風味。要與遊處。又令講老子。遠近名僧咸來赴集。論難鋒起。異端競至。承先徐相酬答。皆得所未聞。忠烈王尤加欽重。……中大通三年

(五三一)。廬山劉慧斐至荊州。承先與之有舊。往從之。荆陝學徒因請承先講老子。

○庾承先、老子を講じ名僧來り聽く。→南史七六

- (1) 字は子通。潁川郡陵の人。(四七二—五三二)
- (2) 南齊書五四・高逸傳。南史五〇。
- (3) 未詳。
- (4) 梁書二三・太祖五王傳。(四七六—五三二)

七十三、卷五四 林邑國⁽¹⁾

其王著法服。加瓔珞。如佛象之飾⁽²⁾。出則乘象吹螺擊鼓。……其

大姓號婆羅門。……死者焚之中野。謂之火葬。其寡婦孤居散髮至老。國王事尼乾道⁽³⁾。鑄金銀人像。大十圍⁽⁴⁾。……〔元嘉〕二十三年

(四四六) 使交州刺史檀和之・振武將軍宗慤⁽⁵⁾伐之。……又銷其金人。

○林邑王の法服の瓔珞が佛像の飾に似る。→南史七八

(1) チャム族がインドシナ半島南東地方に、一九二年ごろ建てた國。インド名でチャンバーといい。第一(一九二十三三三) 第二(三三一四二〇) 第三(四二〇—五二八) 第四(五二九—七五七) 王朝を経て、その後、環王國、占城と中國人により呼ばれた。

(2) 南史、象→像。林邑は義淨によると小乘佛教が行なわれたが、本文に関しては梁代には佛教はなかつたらしい。

(3) ジャイナ教のこと。

(4) 一圍は五寸(十圍は一・二メートル)。

(5) 宗慤の傳は宋書七六・南史三七にある。

七十四、卷五四 扶南國

頓遜⁽¹⁾之外大海洲中、又有毗騫國⁽²⁾。去扶南八千里。傳其王神聖。……王亦能作天竺書。書可三千言。說其宿命所由。與佛經相似。並論善事。……

〔扶南國〕齊永明中(四八三—九三)王闍耶跋摩⁽³⁾遣使貢獻。天監二年(五〇三)跋摩復遣使。送珊瑚佛像。并獻方物。……俗事天神。十八年復遣使⁽⁴⁾。送天竺旃檀瑞像・婆羅樹葉。并火齊珠、鬱金蘇合等香。普通元年・中大通二年・大同元年累遣使獻方物。五年又遣使獻生犀。又言其國有佛髮。長一丈二尺。詔遺沙門釋雲寶。隨使往迎之⁽⁵⁾。

○毗騫國王が佛經に似た天竺書を有すること、また扶南王が佛像や佛髮を献じたこと。→南史七六

(1) マライ半島の基部、Tennaserim にあつた國。典遜(通典一八八)とも記す。オランダの學者 Schlegel の唱えた説。

(2) イラワジ河・インド洋岸にあつたらしい。この條の記述は荒唐

無稽である。その王は身長高く長頸王と號し、不死で未來を豫知するなどといふ。南史四九・劉杳傳にいふ、「沈」約又云。何承天纂文奇博。其書載張仲師及長頸王事。此何所出。杳曰。仲師長尺二寸唯出論衡。長頸毗騫王。朱建安扶南以南記云。古來至今不死。約取二書尋檢。一如杳言。

(3) 姓は僑陳如 Kauṇḍinya. Jayavarman (一五一四) 碑文にも王の名が見える。

(4) この時の王は前王の庶子、留陀跋摩 Rudravarman である。

(5) この後文は阿育王塔のことを記し、中國の佛教史に觸れるから次項にゆずる。

七十五、同前 扶南國

先是〔大同〕三年（五三七）八月。高祖改造阿育王寺塔。出舊塔下舍利及佛爪髮。髮青紺色。衆僧以手伸之。隨手長短。放之則旋屈爲蠡形⁽¹⁾。案僧伽經⁽²⁾云。佛髮青而細。猶如藕莖絲。佛三昧經云⁽³⁾。我昔在宮沐頭。以尺量髮。長一丈二尺。放已右旋。還成蠡文。則與高祖所得同也。

阿育王即鐵輪王⁽⁴⁾。王闡浮提一天下。佛滅度後。一日一夜。役鬼神造八萬四千塔。此即其一也⁽⁵⁾。吳時有尼。居其地爲小精舍⁽⁶⁾。孫綸尋毀除之⁽⁶⁾。塔亦同泯。吳平後諸道人復於舊處建立焉。晉中宗初渡江。更脩飾之。至簡文咸安中。使沙門安法師⁽⁷⁾。程造小塔。未及成而亡。弟子僧顯繼而修立。至孝武太元九年（三八四）上金相輪及承露。其後西河離石縣有胡人劉薩何。遇疾暴亡。而心下猶暖。其家未敢便殯。經十日⁽⁸⁾更蘇。說云有⁽⁹⁾兩吏見錄。向西北行。不測遠近。至十八地獄。隨報重輕。受諸楚毒。見⁽¹⁰⁾觀世音語云。汝緣未盡。若得活可作沙門。洛下・齊城・丹陽⁽¹¹⁾・會稽並有阿育王塔。可往禮拜。若壽終則不墮

地獄。語竟如墮高巖。忽然醒寤。因此出家名慧達⁽¹²⁾。遊行禮塔。次至丹陽。未知塔處。乃登越城。四望見長千里⁽¹³⁾。有異氣色。因就禮拜。果是⁽¹⁴⁾育王塔所。屢放光明。由是定知必有舍利。乃集衆就掘之。入一丈得三石碑。並長六尺。中一碑有鐵函。函中又有銀函。函中又有金函。盛三舍利及爪髮各一枚。髮長數尺。卽遷舍利近北。對簡文所造塔西造一層塔。十六年（五二七）又使沙門僧尚伽⁽¹⁵⁾爲三層。卽高祖開者也。初穿土四尺得龍窟。及昔人所捨金銀鑲釧釦等諸雜寶物。可深九尺許。方至石礎⁽¹⁶⁾。礎下有石函。函內有鐵壺。以盛銀壺。壺內有金鏹髻。盛三舍利。如粟粒大。圓正光潔。函內又有琉璃碗。內得四舍利及髮爪。爪有四枚。並爲沈香色。至其月二十七日⁽¹⁷⁾。高祖又到寺禮拜。設無導大會。大赦天下。是日以金鉢盛水。泛舍利。其最小者隱鉢不出。高祖禮數十拜。舍利乃於鉢⁽¹⁸⁾內放光旋回。久之乃當鉢⁽¹⁹⁾中而止。高祖問大僧正慧念⁽²⁰⁾今日見不可思議事不。慧念答曰。法身常住。設無導大會。遺皇太子王侯朝貴等奉迎。是日風景明和。京師傾屬⁽²¹⁾。觀者百數十萬人。所設金銀供具等物。並留寺供養。并施錢一千萬。爲寺基業。至四年（五三八）九月十五日。高祖又至寺設無導大會。堅二刹。各以金罍次玉罍。重盛舍利及爪髮。內七寶塔中⁽²³⁾。又以石函盛寶塔。分入兩刹。下及王侯妃主百姓富室所捨金銀鑲釧等珍寶充積。十一年（五四五）十一月二日寺僧又請高祖。於寺發般若經題。爾夕二塔俱放光明。敕鎮東將軍邵陵王綸⁽²⁴⁾製寺大功德碑文。先是二年（五三六）改造會稽鄧縣塔。開舊塔出舍利造光宅寺釋敬脫等四僧。及舍人孫照、顰迎還臺。高祖禮拜竟。卽送還縣。入新塔下。此縣塔亦是劉薩何所得也。晉咸和中丹陽尹高悝⁽²⁵⁾行至張侯橋。見浦中五色光長數尺。不知何怪。乃令人於光處搭視之。得金像。未有光趺。悝乃下車載像。還至長干巷首。牛不肯進。悝乃令駄人任牛所之。牛徑牽車至寺。悝因留像付寺僧。每至中夜⁽²⁶⁾常放光明。又聞空中有金石之響。經一⁽²⁷⁾歲捕

魚人張係世於海口忽見有銅花趺。浮出水上。係世取送縣。縣以送臺。乃施像足。宛然合會。簡文咸安元年（三七一）交州合浦人董宗之採珠沒水。於底得佛光⁽²⁸⁾鱗。交州押送臺以施像。又合焉。自咸和中得像。至咸安初歷三十餘年。光趺始具。初高悝得像後。西域胡僧五人來詣悝曰。昔於天竺得阿育王造像。來至鄴下。值胡亂埋像於河邊。今尋覓失所。五人嘗一夜俱夢見像。曰已出江東。爲高悝所得。悝乃送此五僧至寺。見像嘔泣涕泣。像便放光。照燭殿宇。又瓦官寺慧邃欲摸寫像形。寺主僧尚慮虧損金色。謂邃曰。若能令像放光回身西向。乃可相許。慧邃便懇到拜請。其夜像卽轉坐放光。回身西向。明旦便許模之。像趺先有外國書模⁽²⁹⁾。有識者。後有三藏邢求跋摩⁽³⁰⁾識之云。是阿育王爲第四建諸堂殿并瑞像周回閣等。窮於輪奐焉。其圖諸經變並吳人張繇⁽³¹⁾運手。繇丹青之工一時冠絕。

○梁武帝と阿育王塔に関する史傳。→南史七八

- (1) 南史七に「大同三年八月」辛卯。幸阿育王寺。設無辱法善食。
 大赦。とある。通鑑一五七、上修長干寺阿育王塔。出佛爪髮舍利。辛卯上幸寺。設無礙食。佛髮に関して魏略西戎傳が、「青絲の如し」という知識を早く傳えていた。蠡は木を噛む蟲。
- (2) 僧伽羅刹所集經三卷。前秦建元二十年（三八四）僧伽跋澄の譯した、佛傳を述べた經。（正藏四・本縁下・一二六頁下）
- (3) 觀佛三昧海經（東晉・佛陀跋陀羅譯）卷一にある。（正藏一五・經集・六四九頁上）
- (4) 粟散王に対し、上品の十善を修し、天下を化する王を鐵輪王といふ（仁王般若經）。ターラナータには、阿育王が後に見える八萬四千塔を建てるに至る事情を記し、地中に鐵輪を發見した話を載せる。
- (5) この傳説は島史六・善見律毘婆沙一・雜阿含經・阿育王傳・タ
- (6) 吳の實力政治家。孫亮を廢し孫休を迎立し丞相となつたが、その年伏誅（一二五八）。吳志一九に同じ年に伍子胥廟を焼き浮屠祠を壊し、道人を斬ると記す。この寺は孫權が康僧會のため建てた建初寺であろうと、梁章鉏は言う（三國志集解引）。この寺の外に小さい尼寺があつたのか。
- (7) 南史、「師」なし。
- (8) 南史、十十七。
- (9) 同、有所。
- (10) 同、見なし。
- (11) 同、陽楊。
- (12) 梁傳一四・興福。晋并州竺慧達傳。本名は薩何とす。胡人であったこと、觀世音の信仰のことを記さない。畋獵を好み殺生したのが罪とされる。育王塔の存在した地を、丹陽・會稽・吳郡とする。
- (13) 株陵縣の東。建康實錄一七。天監元年、立長干寺の條。
- (14) 南史、「育」上「阿」あり。
- (15) 南史に従い、伽加。僧尚は梁傳一五・慧念傳に見える、彼の弟子。この十六年とは天監と考えられる。
- (16) 穩は柱下の石。南史「方」なし。
- (17) 史料一。八月辛卯（二十八日）阿育王寺に幸した。通鑑一五七に、上修長干寺阿育王塔。出佛爪髮舍利。辛卯上幸寺、設無碍食。
- (18) 南史、「尊」→「碍」。
- (19) この二所「鉢」なし。
- (20) 梁傳一五・經師、慧忍（四五四又は以前一九四）傳に南齊の代に佛經の轉讀・詠歌で秀れた僧として名が見える。
- (21) 「尊」→「碍」。この事、正史に見えない。

(22) 南史、「明」の下、「淨。傾都觀屬」に作る。

(23) 同、「中」→「內」

(24) 梁書二十九・高祖三王傳。南史五十三。武帝の第六子。侯景の亂の時、討伐に當った。のち西魏の楊忠に汝南城で圍まれ死す。據と謚す。(四九九—五五一) 梁書、卒年を三十三とするが郡王に封ぜられた天監十三年(五一四)の年命を推測して三十を五十に改めた。

(25) 梁傳一四・竺慧達傳に同じ話が記される。また晋書九五・藝術・幸靈傳に「時高悝家有鬼怪」とある。

(26) 南史、中夜→夜中。

(27) 同、一→二。

(28) 同、豔→談。

(29) 同、模→莫。

(30) 明らかに求那跋摩 Gunavarman の誤。梁傳三・譯經に傳あり。

(三六七—四三一) カシミル王家に生まれ、三九六年、父王が死んだが嗣位を辭しセイロン・ジャワに遊び、宋文帝の招きを受け、元嘉八年、建康に到着したが、その年内に死んだ。

(31) 張僧繇。歴代名畫記七。佛畫に秀でた。梁代の人だが生歿年不明、出身地も吳または吳興といふ。南史五三・武陵王紀の傳に太清の初武帝が、彼の功績を思い善畫者張僧繇をして蜀に至り、其の狀を圖せしめた、とある。

七十六、卷五四・列傳 盤盤國⁽¹⁾

大通元年(五一七)其王使使奉表曰。揚州閻浮提⁽²⁾震旦⁽³⁾天子。……中大通元年(五一九)五月⁽⁴⁾累遣使貢牙像及塔。……六年(五三四)八月。復使送菩提⁽⁵⁾國眞舍利及畫塔。并獻菩提樹葉詹糖⁽⁶⁾等。

香。

◎マライ半島の盤盤國が舍利等を献じた。→南史七八

(1) マライ半島 Bandon 附近の Pum Pin (Groeneveldt, 桑田・高桑) に同定される。南史「槃々」に作る。

(2) Skt. Jambu-dvīpa 豆部洲等とも書く。須彌山南方の地で、印度を指す。

(3) 真丹・真旦・振旦・支那・至那等と同じく Skt. cina-sthāna,

Pali cina-rat̄ha の譯。また mahacīna, cīnadeśa ムカシナ。本文に揚州と闇浮提と震旦と三語を並記するが、その關係をどう考えたか。武帝が中國人の天下觀念により、文字通り全世界の主だと形の上で媚びたものか。

(4) 南史「五月」→「四年」とする。

(5) 釋迦が正覺を獲た菩提道場の存在する國——マガダ國の意味か。南史「真」なし。

(6) 橘に似た樹の枝葉をきりて獲る香。糖に似て黒くねばりけがある。宋書史料の范曄傳にも見える。一に詹檀に作る。

七十七、卷五四 同前 丹丹國⁽¹⁾

中大通二年(五三〇)其王遣使奉表曰。伏承聖主至德仁治。信重三寶。佛法興顯。衆僧殷集。法事日盛。……謹奉送牙像及塔⁽²⁾各二軀。……。

◎南洋の中中國の王が佛像を献じた。→南史七九

(1) Billiton 島(ボルネオ西南、錫の產地)の首邑 Dendang の音寫(宮崎市定)。狼牙脩國と狼牙須國)丁謙の考證はマライ半島のケランタン Kelantan とする。

(2) 南史、「及畫塔」とする。「各」なし。

七十八、卷五四 千陁利國⁽¹⁾

天監元年（五〇二）。其王瞿曇脩跋陁羅⁽²⁾。以四月八日、夢見一僧。謂之曰。中國今有聖主。十年之後。佛法大興。……既而又夢。此僧曰。汝若不信。我當與汝往觀之。乃於夢中、來至中國。拜觀天子。既覺心異之。陁羅本工畫。乃寫夢中所見高祖容質。飾以丹青。仍遣使并畫工奉表。獻玉盤等物。使人既至。模寫高祖形。以還其國。比本畫則符同焉。因盛以寶函。日加禮敬。後跋陁死。子毗邪跋摩⁽³⁾立。十七年（五一八）遣長史毗員跋⁽⁴⁾摩表曰。常勝天子陛下。諸佛世尊常樂安樂。六通三達。爲世間尊。是名如來。應供正覺。遺形舍利。造諸塔像。……於諸國土殊勝第一。是名震旦大梁揚郡天子。仁蔭四海。德合天心。雖人是天。降世護世。功德寶藏。救世大悲。爲我尊生。威儀具足。……普通元年（五二〇）復遣使獻方物。

○インドのカンダラ王の奉使と梁武帝の佛教信仰の讃美。

- (1) スマトラ・マライに存在した國といふ説が多いが、インドのGuntur地方の Kandara 王朝と考える。
- (2) Skt. Subhadra.
- (3) Skt. Vijayavarman. 南史は「毗針邪跋摩」に作る。
- (4) 未詳。

七十九、卷五四 狼牙脩國⁽¹⁾

子婆伽達多⁽²⁾立。天監十四年（五一五）遣使阿撤⁽³⁾多。奉表曰。大吉天子足下。離淫怒癡。哀愍衆生。慈心無量。端嚴相好。身光明朗。……諸天善神之所供養。以垂正法寶。梵行衆增。莊嚴都邑。城郭高峻。如乾陁山……⁽⁴⁾。

○スリランカの国王、遣使して武帝の佛教信仰を讃美した。

(1) スリランカ（セイロン）北部に六世紀前半あつたタミル族の立いた國（高桑・宮崎）。ただしまライ半島に求め、狼牙須國と同視する説も強い（桑田、Wheatley）。

(2) Bhagadatta

(3) Aditya

(4) 南史には表文を載せない。ゆえに佛教に關する記事がない。

八十、卷五四 婆利國⁽¹⁾

王姓橋陳如⁽²⁾。……自古未通中國。問其先及年數不能記焉。而言。白淨王夫人⁽³⁾即其國女也。天監十六年（五一七）。遣使奉表曰。伏承聖王信重三寶。興立塔寺。……學徒皆至。三乘競集。敷說正法。……大梁揚都聖王無等。臨覆上國。有大慈悲。子育萬民。平等忍辱。怨親無二……。伏惟皇帝是我真佛。臣是婆利國主。今敬稽首禮聖王足下⁽⁴⁾。

○カリマンタンの婆利國王が遣使し梁武帝の奉佛を讃美した。

↓南史七九

- (1) カリマンタン（ボルネオ）東南平野にあつた國（拙稿宋書・梁書に見えるインド・東南アジア諸國、其一。岡山史學一二號）と思われる。

(2) Kaundinya

(3) 淨飯王 Suddodana の夫人、すなわち釋迦の生母 Māyādevī.
(4) 南史、この表文を載せる。また梁書とも、普通三年、其王頻伽の奉使を記す。

八十一、卷五四 中天竺國⁽¹⁾

其西興大秦安息交市。海中多大秦珍物。珊瑚……鬱金……。鬱金獨

(2) 出罽賓國。華色正黃而細。與芙蓉華裏被蓮者相似。國人先取似上
佛寺。積日香槁。乃糞去之。賈人從寺中徵雇。以轉賣與佗國也。……
唯吳時扶南王范旃(3)遣親人蘇物(4)使其國。……天竺王驚曰。海濱
極遠猶有此人。卽呼令觀視國內。仍差陳宋等二人。以月支馬四匹報旃。
遺物等還。積四年、方至。其時、吳遣中郎康泰使扶南。及見陳宋等。
具問天竺土俗。云佛道所興國也。……天監初其王屈多(5)遣長史竺羅
達、奉表曰。伏聞彼國……國中臣民。循行正法。大王仁聖。化之以道。
慈悲。……於彼震旦最爲殊勝。臣之所在。國土首羅天(6)守護。令國
安樂王王相承。未曾斷絕。國中皆七寶形像妙莊嚴。

○中天竺で、鬱金を佛寺に供する」と、その王屈多の上表。

↓南史七八

(1) 梁書一・本紀によれば天監二年(五〇三)七月のことである。

上文によれば、中天竺は漢代知られた身毒國と同一であり、「從
月支高附西南至西海、東至盤越、列國數十、每國置王。其名雖異
皆身毒也」という。丁謙の考證では唐書の摩伽陀國であるとし、
本文に新陶河(インダス)に臨むとあるのを誤りといふが賛成しか
ねる。宋書・南史に天竺迦毗黎國あり、この國は中天竺ではない。
ちなみに梁書武帝紀には北天竺の獻使のことも見える(天監三年)。
盤越はビルマとする説が一般だが、中天竺の東境がビルマに及ぶ
のなら、いまのダッカに都したカピリ國は中天竺に屬することに
なる。盤越はベンガルではなかろうか。

(2) 南史、獨→猶

(3) 扶南王范蔓(Gri Māra?)の姉の子。杉本直治郎 東

南アジア史研究I、(昭四三)三八九頁によると、彼の在位は二
二五一二四三年で、吳の使節、朱應・康泰は彼の治世に來至した。

(4) 南史、「蘇勿」を作る。

(5) Gupta の對音と思われるが、グプタ朝衰退期であり、どの王

か不明。Buddhagupta (ca. 480—500) かその後繼 Bhanugupta か。

(6) Maheśvara

八十二、卷五四 同前 師子國

晉義熙初(四〇五)始獻玉像。經十載乃至(1)。像高四尺一寸。五(2)
色潔潤。形製殊特。殆非人工。此像歷晉宋世在瓦官寺。寺先有徵士戴
安道手製佛像五軀。及顧長康維摩畫圖(3)。世人謂爲三絕。至齊東昏。
遂毀玉像。前截臂。次取身。爲嬖妾潘貴妃作釵鉗。……

大通元年(五二七)後王伽葉伽羅訶梨邪(4)使奉表曰。謹白大梁明主
……我先王來、唯以脩德爲本。不嚴而治。奉事正法。道天下。欣人爲
善。慶若己身。欲與大梁共弘三寶。以度難化。信還伏聽告敕。今奉薄
獻。願垂納受。

○セイロハ王シラーカーラの奉表 ↓南史七八

(1) この使を派したのは恐らく Siri Meghavāṇa 王。

(2) 殿本・南史、「五」を「玉」に作る。

(3) 歷代名鑑記、建康實錄引京師寺記に見える。

(4) Silākāla (r. 524~37)迦葉 Kāsyapa は彼の一名。南史、梨
槃越また「使使奉表貢獻」とす。

↓梨

八十三、卷五四・列傳四八東夷 百濟

中大通六年(五三四)大同七年(五四一)累遣使。獻方物(1)。并請

涅槃等經義(2)。毛詩博士。并工匠畫師等。敕並給之(3)。

○百濟國が遣使して涅槃經義を求む。↓南史七九

(1) この二回の遣使はともに聖(明)王の命じたもの。

(2) 南史、請→求、義→疏及醫工畫師に作る。天監八年(五〇九)

武帝は寶亮に命じ、南本涅槃經に關する諸家の説を集め、自らの

解を加えた。これを大般涅槃經集解（または義疏）といい、現存せる最古の註。日本にも奈良時代に輸入され、天平十二年（七四〇）光明皇后は轉寫せしめ、聖護藏に存する。

（3）南史、この下に「太清三年遣使貢獻。及至見城闕荒殿。並號慟涕泣。侯景怒囚執之。景平、乃得還國」とある。↓本史料八十八。

八十四、卷五四 同前 扶桑國

扶桑國者。齊永元元年（四九九）其國有沙門慧深⁽¹⁾。來至荊州。說云。扶桑在大漢國⁽²⁾東二萬餘里。地在中國之東。……婚禮大抵與中國同。親喪七日不食。祖父母喪五日不食。兄弟伯叔姑姊妹三日不食。設靈爲神像。朝夕拜奠。不制縗絰。嗣王立。三年不視國事。其俗舊無佛法。

宋明二年（四五八）。罽賓國⁽³⁾嘗有比丘五人。游行至其國。流通佛法經像。教令出家。風俗遂改。慧深又云。扶桑東千餘里有女國……。

○荊州の僧、慧深、佛法が中國の東方諸國に傳わったと述べた。

↓南史七九

八十六、卷五四 同前 于闐國

尤敬佛法。……大同七年（五四二）又⁽¹⁾獻外國刻玉佛。

○木一タン國の奉佛と獻使。↓南史七九

（1）于闐は天監九、十三、十八年に遣使し方物を献じた。また文中の死後、慧諒・慧永につき僧主となつたという。時代も合うから同一人であろう。

（2）この卷に倭國に續ぎ、その北七千餘里にある文身國、文身の東五千餘里にある大漢國、つぎに扶桑・女國と四國を擧げるが、丁

謙の言うごとく荒誕、信するに足らず、好事の遊方僧の大言を史官が錄したものと思われる。文身國が蝦夷・アイヌの地を指すとすれば、大漢はオホーツク沿岸になり、（丁謙は文身國をカムチャツカとする）扶桑は北アメリカ・アラスカに當てる外なくなる。

（3）前漢ではカビサ・カーブルのサカ・ギリシア人の國を、南北朝時代にはカシミールを指す。

八十五、卷五四・列傳四 八・西北諸戎 河南王⁽¹⁾

慕延⁽²⁾死。從弟拾寅⁽³⁾立。乃用書契。起城池。築宮殿。其小王並立宅。國中有佛法。……休運等⁽⁴⁾襲爵位。天監十三年（五一四）遣使獻金裝馬腦鍾二口。又表於益州立九層佛寺。詔許焉。

○宋代、吐谷渾に佛教あり、梁のとき益州に九層佛寺を建立。

↓南史七九

（1）吐谷渾を南朝で呼んだ名稱。

（2）宋の元嘉末年、河南王と自ら號した。

（3）彼は四八一年に死んだ。

（4）以下系圖は、拾寅一度易侯——休留代（魏書は休留茂）——休運等（魏書、伏連等とする）——呵羅真——佛輔。

八十七、卷五四 同前 波斯國

波斯國。其先有波斯匿王者⁽¹⁾。子孫以王父字爲氏、因爲國號。……城外佛寺二三百所⁽²⁾。……國中有優曇花。鮮華可愛。……國東與滑

國、西及南俱與婆羅門國⁽³⁾北與汎懃國⁽⁴⁾接。中大通二年（五三〇）遣使獻佛牙⁽⁵⁾。

○印度の波斯匿王の國の佛教。↓南史七九

（1）丁謙の考證（蓬萊軒地理學叢書一）に曰く、此歴史中最荒謬者。

波斯匿乃印度古王名。並非國名。其國曰拘薩羅。……」ハシノク

王(Prasenadi)は釋迦と同時代のKosalaおよびKāśī國王。

(2) 丁謙は續けていう、且所叙情形物產疆界、均與佛國記同。萬不

能指爲波斯。此等謬記、新唐書竟採之入波斯傳。……。

(3) バラモン教を行なう國の意。

(4) 大唐西域記の弗慄特國。バーミヤンの西、Kushk(Gozak)。南

史は泛慄國という。

(5) 南史、二年の下に「始通江左」の四字あり。

八十八、卷五六 列傳 侯 景⁽¹⁾

(A) 及曉景方覺。乃登禪靈寺門樓望之。⁽²⁾

〔王〕僧辯焚景水柵入淮。至禪靈寺渚。

(B) 「太清三年十二月」是月百濟使至。見城邑丘墟。於端門外號泣。行路見者莫不灑淚。景聞之大怒。送小莊嚴寺禁止。不聽出入。⁽³⁾……。

(C) 先是丹陽陶弘景隱於華陽山。博學多識。嘗爲詩曰。東甫任散誕。平叔坐談空。不意昭陽殿。化作單于宮。大同末人士競談玄理。不習武事。至是景果居昭陽殿。⁽⁴⁾天監中有釋寶誌曰。掘尾狗子自發狂。當死未死。噉人傷。須臾之間自滅亡。起自汝際。⁽⁵⁾死三湘。又曰。山家小兒果攘臂。太極殿前作獸視。掘尾狗子山家小兒皆猴狀。⁽⁶⁾景遂覆陪都邑。毒害皇室。⁽⁷⁾……。

(D) 及景將敗。有僧通道人者。意性若狂。飲酒啖肉。不異凡等。世

間遊行已數十載。姓名鄉里人莫能知。初言隱伏。久乃方驗。人竝呼爲闍梨。景甚信敬之。景嘗於後堂。與其徒共射。時僧通在坐。奪景弓射景陽山。大呼云。得奴已。景後又宴集其黨。又召僧通。僧通取肉。搘鹽以進景。問曰。好不。景答。所恨太鹹。僧通曰。不鹹則爛。⁽⁸⁾臭。果以鹽封其屍。⁽⁹⁾。

○ A 太清の亂のときの禪靈寺。B 侯景、百濟の使者を佛寺に送る。

C 陶弘景・釋寶誌の歌謡、侯景を諷刺す。

D 僧通道人の豫言的行爲。↓南史八十賊臣

(1) 字は萬景。朔方または雁門の人。南史は懷朔鎮人とする。

補 南史 後爲河南道大行臺。位司徒。又言於歡曰恨不得泰請兵三萬橫行天下要須濟江。縛取蕭衍老公以作太平寺主。歡壯其言。使擁兵十萬。專制河南。仗任若已之半體。彼が大行臺になつたのは梁の大同八年(五四二)。さらに太清元年、彼が丁和を梁に使させた記事につづき、南史は

初帝以是歲正月乙卯。於善言殿讀佛經。因謂左右黃慧弼曰。我昨夢天下太平。爾其識之。及和至校景實以正月乙卯日定計。帝由是納之。於是封景河南王大將軍。……

(2) 侯景が蕭正徳を帝とし、建康を攻囲した時のこと。南史にはこの記事の前に「〔侯景〕拒戰。〔邵陵王〕綸大敗之於愛敬寺下」とある。また下文に又燒南岸居人營寺、莫不咸盡」(梁書にもある)とあるが、この「寺」は官署と解し得る。通鑑一六四・承聖元年三月辛巳。「王僧辯」乘潮入淮。進至禪靈寺前……丁亥。王僧辯進軍招提寺北とある。

(3) 南史の本條にもあるが、また南史の百濟傳を参照。

通鑑一六二、「錄送莊嚴寺、不聽出」とす。この寺は南郊壇に近い。

補 百濟使者の記事の後、南史には次の佛教關係記述がある。

わしめたときのこと。

(I) 大寶元年四月、侯景が簡文帝に迫りて西州にて宴會し、帝に舞闍梨。景甚信敬之。景嘗於後堂。與其徒共射。時僧通在坐。奪景弓射景陽山。大呼云。得奴已。景後又宴集其黨。又召僧通。僧通取肉。搘鹽以進景。問曰。好不。景答。所恨太鹹。僧通曰。不鹹則爛。臭。果以鹽封其屍。

席、使其唱經。景問「其僞儀同索」超世、何經最小。超世曰。唯

觀世音小。景卽唱。爾時無盡意菩薩。上大咲。夜乃罷。

(II) 同年十月、侯景が宇宙大將軍という新奇な號を稱したこと記

したあと、

初武帝既崩。景立簡文升重雲殿禮佛爲盟。曰臣乞自今兩無疑貳。

臣固不負陛下。陛下亦不得負臣。及南康王會理之事。景稍猜懼。

謂簡文欲謀之。王偉因構扇。遂懷逆謀矣。(通鑑一六三)

(III) 大寶二年十一月、侯景、漢帝となるとき、又矯蕭棟詔禪位。使

僞太宰王克奉璽綏于己。先夕景宿大莊嚴寺。卽南郊柴燎于天、升

壇受禪。大風拔木、旛蓋盡偃。文物並失舊儀。

(4) 陶弘景の記事は南史に無い。彼の詩中の、夷甫は王戎、平叔は

何晏のこと。

(5) 南史、「際」→「陰」、汝南(懸瓠)は梁の興起の地。三湘は

巴陵の地名、景奔敗の地。

(6) 南史、「獸」→「虎」。「掘尾」二字無し。「狗子」の下、

「景小字」とあり、註が混入したものか。「皆」なし。

(7) 南史、「室」→「家」南史、以下に説明を加える。

(8) 南史、「臭」なし。以下の説明に詳しい。曰く、及景死、僧辯

截其二手、送齊文宣。傳首江陵。果以鹽五斗置腹中。送于建康、

暴之于市。百姓爭取屠、膾羹食皆盡。……。

(9) 补 南史の論にいう、「梁武以耄期之年、溺情釋教……。」

宋世諸主莫不嚴妒。太宗每疾之。……左光祿大夫江湛孫毅⁽²⁾當尙

世祖女。上乃使人爲毅作表。讓婚曰。……姆姊爭媚、相勸以嚴。妃媼

競前⁽³⁾、相謗以急。第令必凡庸下才、監子皆葭萌愚豎。議舉止則未

閑是非。聽言語則謬於虛實。姆姊敢恃舊。唯贊妬忌。尼媼自倡。

多知務檢。口舌其間。又有應答間訛。卜筮師母乃至殘餘、飲食詰辨與

誰。衣被故敝、必責頭領。……。

附 宋書佛教史料稿 訂補 (紀要一三輯所載)

五頁 九、の「耀」を「曜」に正す。

同 十、「鳥」を「鳥」に正す。

九頁 二十六、↓南史二八・褚裕之傳附。南史には「掩殺」→「掩」

一頁 三十四、南史七十・循吏

二頁 三十七、↓南史一九。下段六行の「文人」→「丈人」

一三頁 四十一、↓南史三三。「決無佛」の上に「天下」あり。

一五頁 四十九、等↓南史二一。

一六頁 五十二、↓同 三四。

一九頁 六十四、↓同 七五・隱逸。

一八頁 六十六、六十七、六十九、七十、↓南史七五・隱逸。

二一頁 七十三、七十四、↓南史七八。

二二頁 七十四、世間道、南史、道→導。また「二十九年又遣長史婆

和沙彌獻方物。」七十五、南史は闍婆達國とし、その王名を

師黎婆達呵陀羅跋摩、すなわち Sri-pada-pūrvavarmā に

作る。

二一頁 七十六、Simhala-dvipa, Mahānaman. に改む。

二二頁 七十七、↓南史七八。

宋書史料追加

一、卷四一・列 傳一・后妃 孝武文穆王皇后⁽¹⁾

宋世諸主莫不嚴妒。太宗每疾之。……左光祿大夫江湛孫毅⁽²⁾當尙
世祖女。上乃使人爲毅作表。讓婚曰。……姆姊爭媚、相勸以嚴。妃媼
競前⁽³⁾、相謗以急。第令必凡庸下才、監子皆葭萌愚豎。議舉止則未
閑是非。聽言語則謬於虛實。姆姊敢恃舊。唯贊妬忌。尼媼自倡。
多知務檢。口舌其間。又有應答間訛。卜筮師母乃至殘餘、飲食詰辨與
誰。衣被故敝、必責頭領。……。

○公主に從う尼媼。↓南史一二無し

(1) 名は憲嫄。(四二八一六五) 琅邪臨沂の王氏、父は偃。

(2) 南齊書四三・南史三六に傳あり。

(3)

この上表で、彼は家門低く帝室の女と婚することが畏れ多いと上文でのべ、公主に従つてくる乳母（姆・姫・妳）や老少の下婢

（妃・媼）が雜音をひろめ妄動し、第令・監子の取締人も、無能（葭萌は遠方の人を指す）だという。姆は女師の意もあり、妃を

尼とも記す。比丘尼で宮中に出入し諸事に口出しするものか。参考のため掲げる。

二、卷 九九・列傳 元凶劭⁽¹⁾

五九・二凶

上時務在本業。勸課耕桑。使宮内皆蠶。欲以諷厲天下。有女巫嚴道育本吳興人。自言通靈。能役使鬼物。夫爲劫坐沒入奚官。劭姪東陽公王應閣婢王鸚鵡白公主云。道育通靈有異術。主乃白上。託云善蠶。求召入見許。道育旣入自言服食。主及劭並信惑之。始興王濬素佞事劭。劭等敬事。號曰天師⁽²⁾。後遂爲巫蠶。……上驚惋。卽遣收鸚鵡。封籍具家。得劭·濬書數百紙。皆呪咀巫蠶之言。得所埋上形像於宮內。道育叛亡。……道育變服爲尼。逃匿東宮。濬往京口。又載以自隨。或出止民張暉家。……其年二月濬自京口⁽³⁾入朝。當鎮江陵。復載道育還東宮。欲將西上。有告上云。京口民張暉家有一尼。服食出入征北內。似是嚴道育。上初不信。試使掩錄。得其二婢。……

◎天師を自稱する女巫嚴道育、尼に変装した。→南史一四

(1) 字は休遠。 (四二四五三) 文帝義隆の長子で、姪の東陽獻公主（下文）と同じく袁皇后の子。袁氏は寵を潘淑妃に奪われて憤死したが、潘氏の子、始興王濬（四二九四五三）は却つて太子劭に親近し、劭を助け文帝を弑した。二凶という。

(2) 道教の天師の稱はこのころまだ張道陵の子孫の特權として固定しなかつた。陳寅恪「天師道與濱海地域之關係」（史語所集刊三、

四）に言及する。

(3) 江蘇省丹徒縣（鎮江）。揚子江の南岸、江都（揚州）に對す。

軍事上の要地。

陳書佛教史料訂補（紀要一 輯所載）

二〇頁 七、世祖下→「高宗」に改める。

同 八、（註）太建は宣帝の年號であるが十四年正月甲寅、帝死し、後主が嗣位し、翌十五年を至德元年と改元した。

二一頁 一一、「南史十」にも見える。

同 一三、南史は下文に、「嘗遇歲旱。自暴而誦佛經。應時雨

二二頁 一六、參の下、候→「侯」に改める。

二三頁 二三、南史六七にも節略あり。

二四頁 二六、「總」→「經」に改める。

二五頁 三三、「南史七一」に「鄭灼傳附」を加う。

同 三六、「岑之偉」は「杜」之偉の誤り。また南史七二にも見える。

（東洋史学科 教授）